

# 第7期刈谷市介護保険事業計画・刈谷市高齢者福祉計画

【2018年度～2020年度】

(案)

(パブリックコメント用)

※現段階では、介護報酬の改定や地域区分の見直しは示されていません。そのため、本計画の内容は、今後の国の動向によって、変わる可能性があります。

## 【目次】

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨と背景	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 制度改正の主な内容	3
第2章 刈谷市の高齢者を取り巻く現状と課題	4
1 統計からみる高齢者の状況	4
（1）高齢者人口の状況	4
（2）日常生活圏域別の状況	6
2 介護保険サービス等の利用状況	9
（1）要支援・要介護認定者の状況	9
（2）認知症高齢者の状況	12
（3）介護保険サービスの利用状況	13
（4）地域支援事業・高齢者福祉サービスの利用状況	18
3 アンケート調査からみる高齢者の状況	23
（1）地域住民主体の支援やサービスについて	23
（2）心身の健康・介護予防について	25
（3）認知症について	26
（4）介護保険サービスについて	27
（5）在宅医療・介護連携について	29
（6）地域における高齢者に関する課題について	30
第3章 計画の基本理念・基本目標	31
1 計画の基本理念	31
2 基本目標	32
3 施策の体系	33
第4章 第7期計画における重点目標と重点施策	35
1 重点目標（基本目標2 住み慣れた地域での支援体制づくり）	35
2 重点施策	36
3 重点施策における具体的な取り組み	38
（1）在宅医療・介護連携の推進	38
（2）認知症施策の推進	40
（3）生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進	43
（4）地域包括支援センターの機能充実	46

第5章 施策の展開.....	49
基本目標1 安定的な介護保険制度の運営.....	49
施策1 ケアマネジメントの推進.....	49
施策2 居宅サービスの充実.....	50
施策3 地域密着型サービスの推進.....	54
施策4 施設サービスの推進.....	57
施策5 介護サービスの円滑な推進.....	59
基本目標3 安心な生活環境の整備.....	61
施策1 在宅福祉サービスの充実.....	61
施策2 生活環境の改善の支援.....	64
施策3 高齢者に配慮した住まいの充実.....	65
施策4 高齢者にやさしいまちづくり.....	66
基本目標4 生きがいのある生活づくり.....	68
施策1 健康づくりの推進.....	68
施策2 社会参加の支援.....	69
基本目標5 地域における支えあいの推進.....	71
施策1 地域における見守り、支えあいの推進.....	71
施策2 権利擁護の推進.....	72
第6章 介護保険事業費と保険料.....	74
1 保険料算定の手順.....	74
2 人口・認定者数の推計.....	75
(1) 人口の推計.....	75
(2) 要支援・要介護認定者数の推計.....	75
3 施設・居住系サービス利用者数の推計.....	76
(1) 地域密着型サービス及び施設・居住系サービスの整備目標.....	76
(2) 施設・居住系サービス利用者数の推計.....	76
4 居宅サービス利用者数の推計.....	77
5 介護保険給付費等の見込み.....	78
(1) 介護サービス.....	78
(2) 介護予防サービス.....	79
(3) 標準給付費の推計.....	80
(4) 地域支援事業費の推計.....	80
6 第1号被保険者の保険料.....	81
(1) 保険料基準額の算出.....	81
(2) 所得段階別の保険料.....	81

## 第1章

# 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨と背景

介護保険制度は、2000（平成12）年4月に施行されてから17年が経過して、サービスの提供基盤が整備され、サービスの利用者が着実に増加するなど、高齢期の市民を支える制度として定着してきました。本市においても、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた施策の展開や、介護予防の推進、在宅福祉サービスの充実、高齢者の生きがいづくりなどに取り組んできました。

その一方で、要支援・要介護認定者の増加による介護・医療費の増加や認知症高齢者の増加、在宅医療ニーズの増大、家族介護者の負担増など様々な課題も生じており、制度の持続可能性を確保しつつ、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整備していくために、地域包括ケアシステムの深化に向けた取り組みや、認知症ケアの充実、地域主体の介護予防・支えあい体制づくりなど、高齢者やその家族の現状や意向を踏まえた、総合的な高齢者福祉施策を推進していく必要があります。

また、国は2016（平成28）年度に「我が事・丸ごと地域共生社会実現本部」を設置し、支え手側、受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成するため、分野横断的な取り組みを進めていく方向性を示しています。「地域共生社会」の理念に基づき、地域包括ケアシステムの実現に向けた一層の関係機関の連携強化を図り、より多様な主体の参画を促していく必要があります。

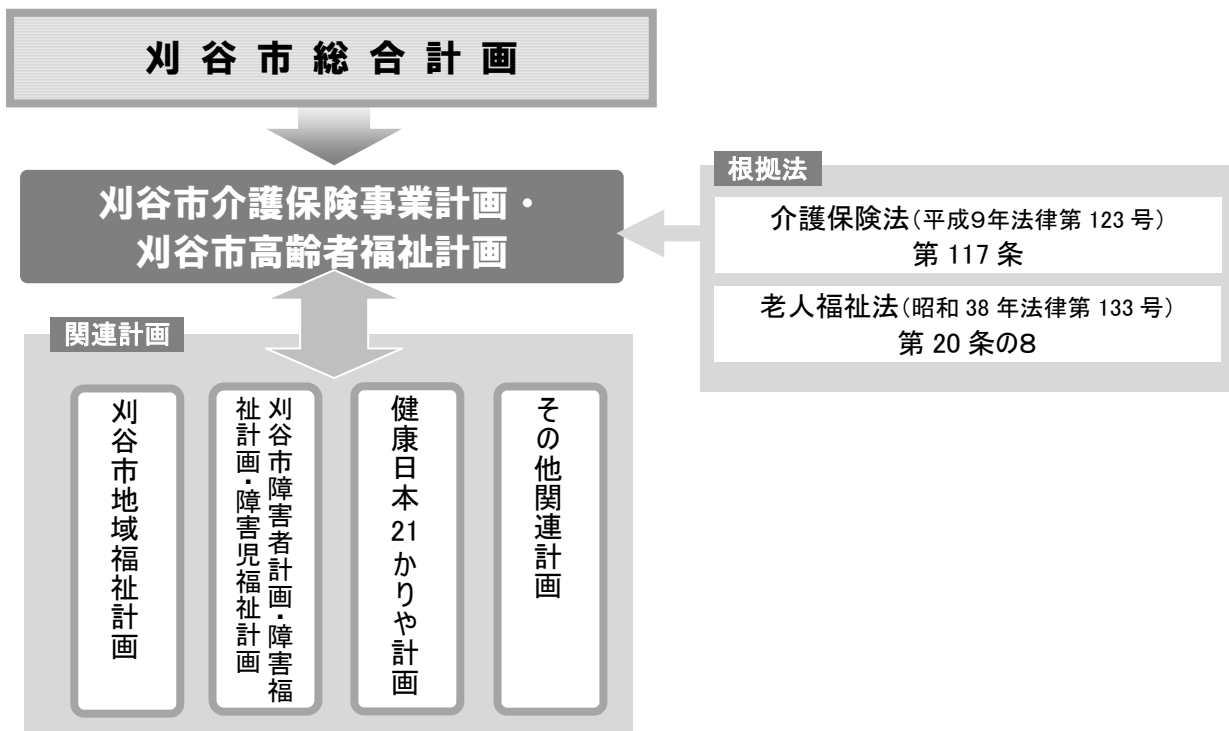
本計画は、上記のような制度改革や社会情勢を踏まえつつ、刈谷市の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築に向けて、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、高齢者自身も含めた多様な担い手づくりなどの施策を計画的に推進するため、策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

「介護保険事業計画」は、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条、「高齢者福祉計画」は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に基づき策定するものです。

本市では、介護保険事業と高齢者福祉事業の円滑な運営を図るために、「介護保険事業計画」と「高齢者福祉計画」を一体的に策定します。

また、「刈谷市総合計画」を上位計画とし、「刈谷市地域福祉計画」、「刈谷市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「健康日本21かりや計画」などの関連計画との整合性を図ります。



## 3 計画の期間

本計画の期間は、2018（平成30）年度から2020年度までの3年間とします。

また、第6期計画に引き続き、中長期視点として、団塊の世代のすべての人が75歳以上の高齢者となる2025年を見据えて計画を定めます。

将来を見据えた  
中・長期的な  
視点

2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
第6期											
			第7期(本計画)			第8期			第9期		

## 4 制度改正の主な内容

第7期介護保険事業計画では、国から示された制度改正の内容や方針等を踏まえて施策を推進します。

### ■地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(2018(平成30)年4月1日施行)の主な内容

#### I 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進(介護保険法)
  - ・全市町村が保険者機能を発揮して自立支援・重度化防止に取り組むよう、
    - ①データに基づく課題分析と対応
    - ②適切な指標による実績評価
    - ③インセンティブの付与を法律により制度化する。
- 2 医療・介護の連携の推進等(介護保険法、医療法)
  - ・今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活機能」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設する。
  - ・医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備する。
- 3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等(社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法)
  - ・「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定するとともに、理念実現のための包括的な支援体制づくりを規定する。
  - ・高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置付ける。

---

#### II 介護保険制度の持続可能性の確保

- 4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。(介護保険法)
  - ・世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、現役世代並みの所得のある者については負担割合を3割とする。
- 5 介護納付金への総報酬割の導入(介護保険法)
  - ・各医療保険者が納付する介護納付金(40～64歳の保険料)について、被用者保険者間では「総報酬割」(報酬額に比例した負担)とする。

## 第2章

# 刈谷市の高齢者を取り巻く現状と課題

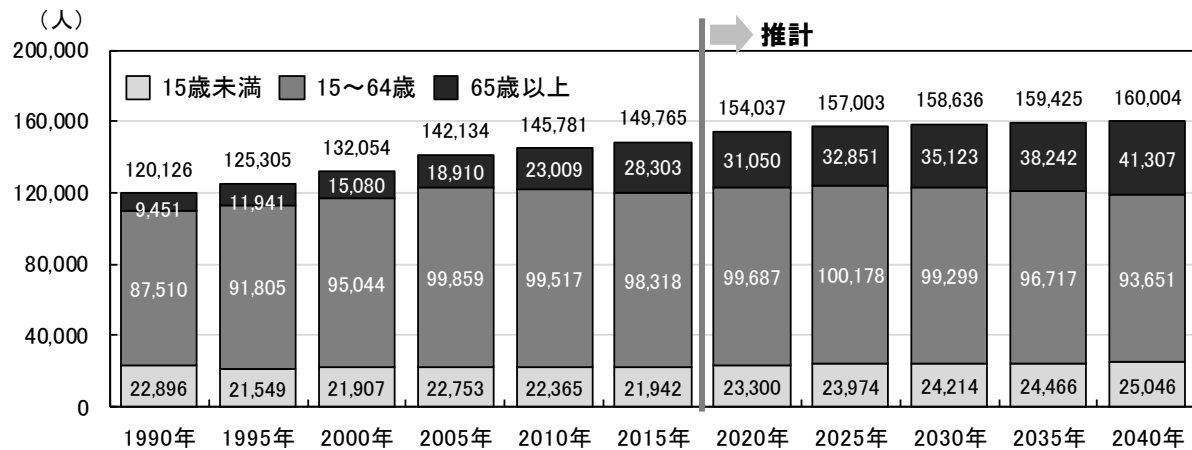
## 1 統計からみる高齢者の状況

### (1) 高齢者人口の状況

#### ①人口の推移と推計

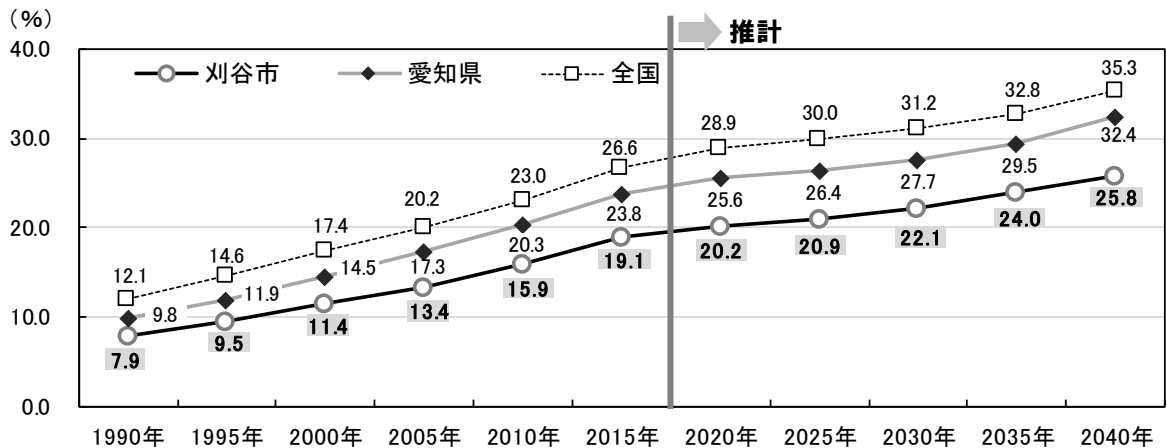
全国的に少子高齢化・人口減少が進む中、本市の人口は増加しており、2015（平成27）年時点の高齢化率（65歳以上人口割合）は19.1%と、国（26.6%）、県（23.8%）と比べて低くなっています。一方で、2020年以降の推計をみると、高齢化がさらに進むことが予想されています。

#### ■年齢3区分別人口の推移



資料：1990年～2015年実績…国勢調査  
2020年～2040年推計…刈谷市人口ビジョン  
※総人口には年齢不詳人口も含む。

#### ■高齢化率の推移(国・愛知県比較)

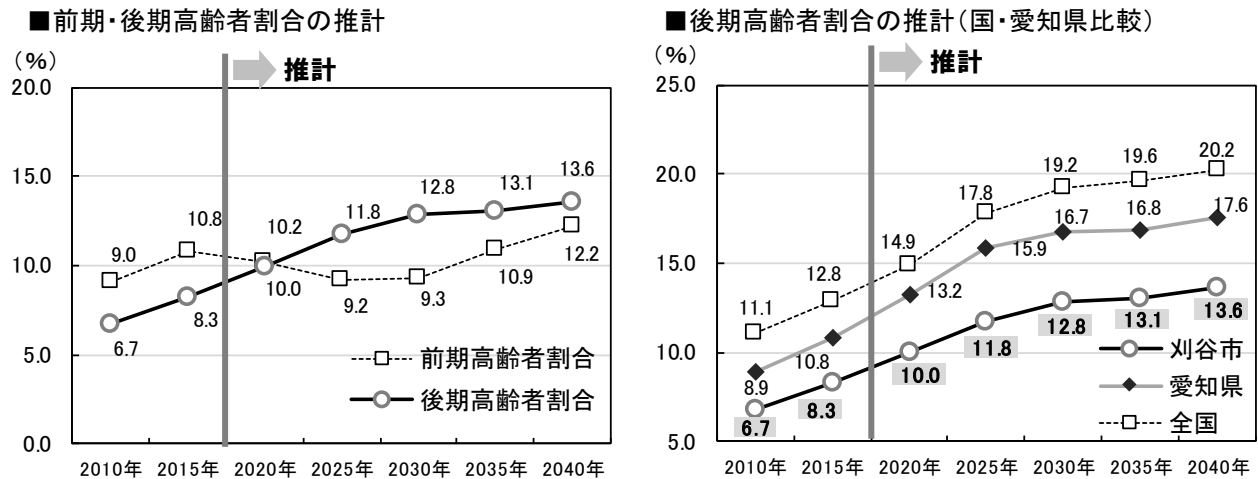


資料：1990年～2015年実績…国勢調査  
2020年～2040年推計…刈谷市人口ビジョン  
2020年～2040年推計(国・県)…国立社会保障・人口問題研究所

## ②前期高齢者・後期高齢者人口割合

前期・後期高齢者割合の推計をみると、団塊の世代が75歳以上となる2025年に、75歳以上の後期高齢者割合が65歳から74歳までの前期高齢者割合を上回る見込みとなっています。

後期高齢者割合を国・県と比較すると、国・県より低い数値で推移していく見込みとなっています。



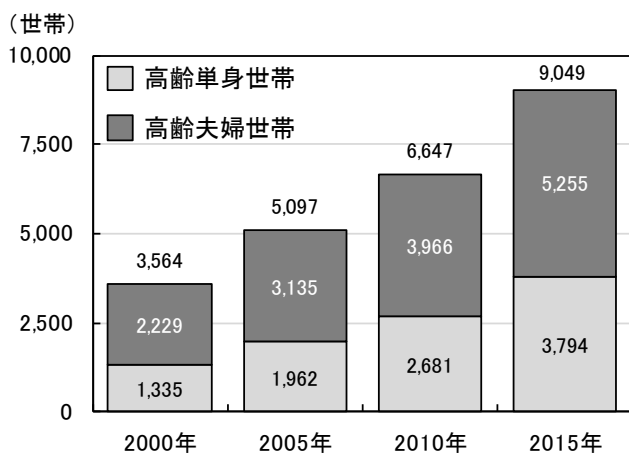
資料：1990年～2015年実績…国勢調査  
 2020年～2040年推計…刈谷市人口ビジョン  
 2020年～2040年推計(国・県)…国立社会保障・人口問題研究所

## ③高齢単身世帯・高齢夫婦世帯

高齢者世帯数の推移をみると、15年で2.5倍となっています。特に高齢単身世帯の増加割合が大きくなっています。

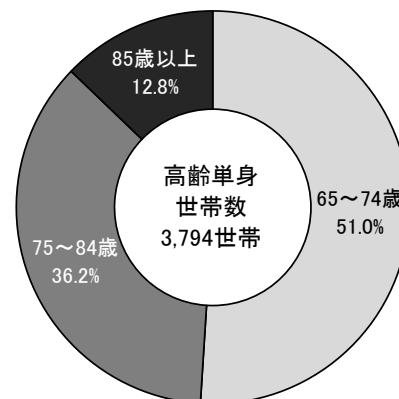
高齢単身世帯の年齢内訳をみると、75歳以上が半数近くを占めており、85歳以上の単身世帯も1割強みられます。

■高齢者世帯数の推移



資料：国勢調査

■高齢単身世帯の年齢内訳



資料：国勢調査(2015年)

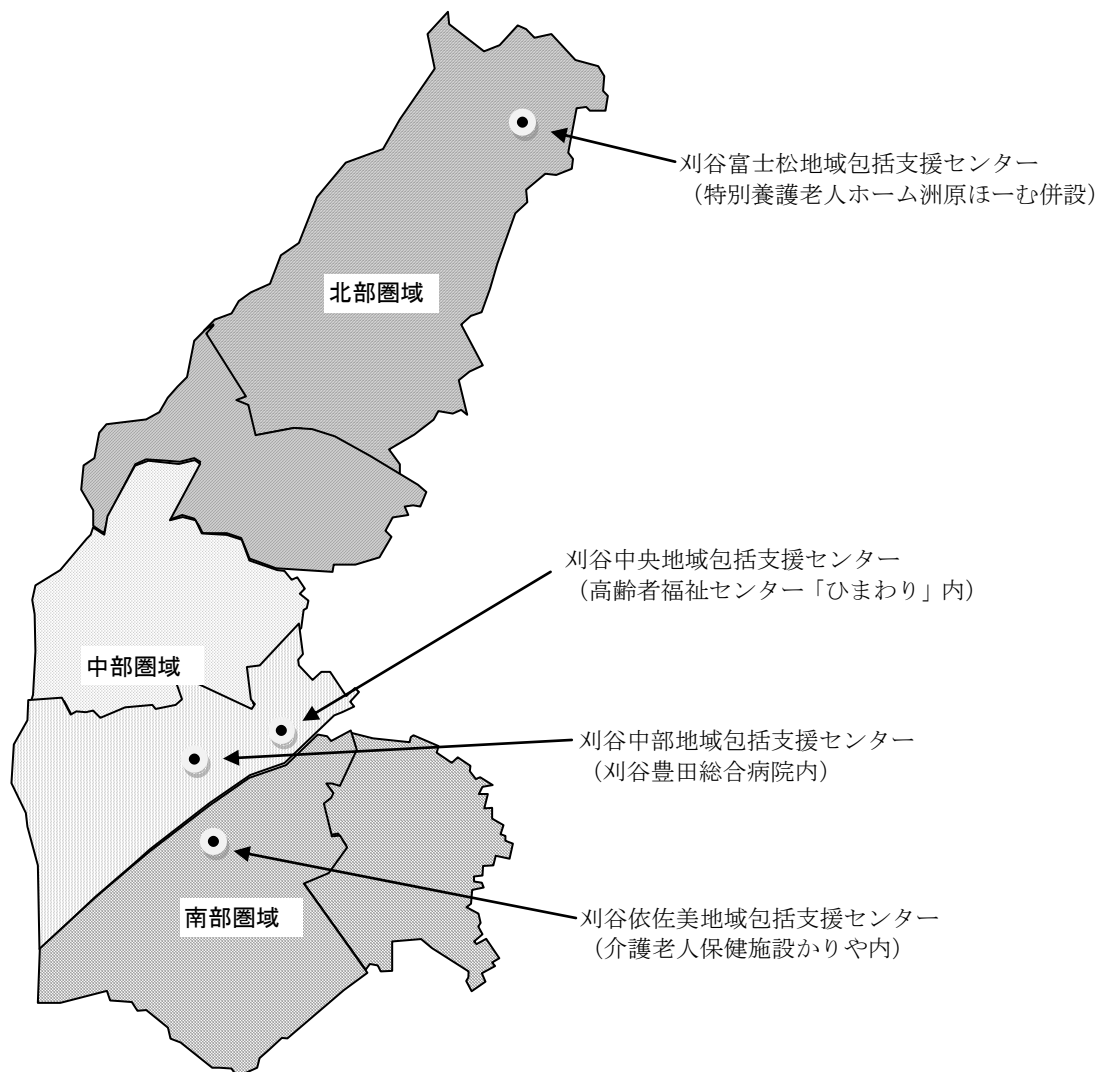


## (2) 日常生活圏域別の状況

本市では、第3期介護保険事業計画以降、市内を2中学校区ごとに北部、中部、南部に分け、「日常生活圏域」としています。

### ■日常生活圏域及び地域包括支援センター

日常生活圏域名	中学校区	地域包括支援センター
北部圏域	富士松・雁が音	刈谷富士松地域包括支援センター
中部圏域	刈谷南・刈谷東	刈谷中央地域包括支援センター 刈谷中部地域包括支援センター
南部圏域	依佐美・朝日	刈谷依佐美地域包括支援センター



## ①日常生活圏域別人口・高齢化率

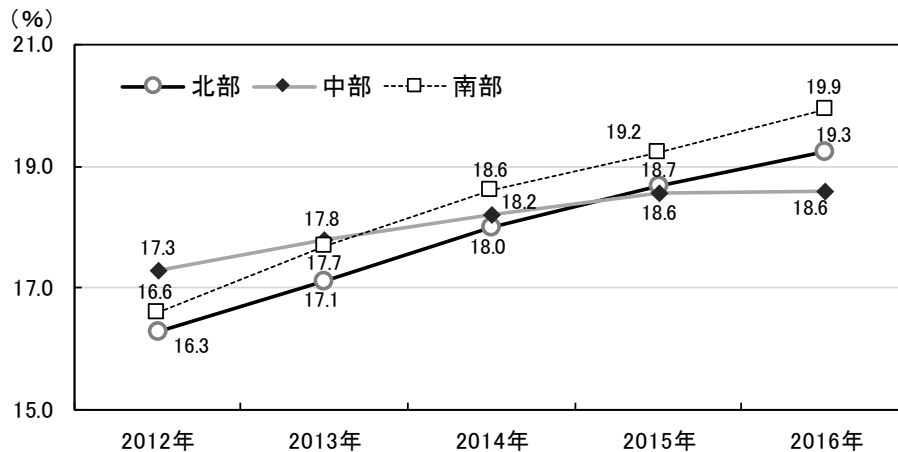
日常生活圏域別の人口と高齢者人口の推移をみると、北部圏域と南部圏域で特に高齢化が進んでいます。

### ■日常生活圏域別の状況

区分		2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
北部圏域	人口	49,719人	49,941人	49,997人	50,108人	50,345人
	高齢者数	8,111人	8,519人	8,976人	9,359人	9,692人
	高齢化率	16.3%	17.1%	18.0%	18.7%	19.3%
中部圏域	人口	48,816人	49,115人	49,612人	49,904人	50,433人
	高齢者数	8,441人	8,739人	9,048人	9,266人	9,378人
	高齢化率	17.3%	17.8%	18.2%	18.6%	18.6%
南部圏域	人口	48,207人	48,505人	48,973人	49,167人	49,283人
	高齢者数	7,998人	8,573人	9,086人	9,452人	9,817人
	高齢化率	16.6%	17.7%	18.6%	19.2%	19.9%
計	人口	146,742人	147,561人	148,582人	149,179人	150,061人
	高齢者数	24,550人	25,831人	27,110人	28,077人	28,887人
	高齢化率	16.7%	17.5%	18.2%	18.8%	19.3%

資料：住民基本台帳（各年10月1日時点）

### ■日常生活圏域別の高齢化率の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日時点）

## ②日常生活圏域別の地域資源

### ■日常生活圏域別の介護事業所数の状況

種類		北部 圏域	中部 圏域	南部 圏域	計	
居宅サービス	訪問 サービス	訪問介護	5	9	8	22
		訪問入浴介護	0	1	0	1
		訪問看護	2	4	3	9
		訪問リハビリテーション	1	1	2	4
	通所 サービス	通所介護	7	5	11	23
		通所リハビリテーション	2	0	2	4
	短期入所 サービス	短期入所生活介護	3	0	2	5
		短期入所療養介護	1	0	1	2
	福祉用具	福祉用具貸与	3	3	3	9
		特定福祉用具販売	3	3	3	9
	特定施設入居者生活介護	1	0	2	3	
	小計	28	26	37	91	
地域密着型 サービス	認知症対応型通所介護	0	1	0	1	
	小規模多機能型居宅介護	1	1	1	3	
	認知症対応型共同生活介護	3	3	2	8	
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	1	1	
	地域密着型通所介護	3	2	5	10	
	小計	7	8	9	24	
施設サービス	介護老人福祉施設	2	0	1	3	
	介護老人保健施設	1	0	1	2	
	小計	3	0	2	5	
居宅介護支援・介護予防支援		8	10	13	31	

(2017年10月1日時点)

## 2 介護保険サービス等の利用状況

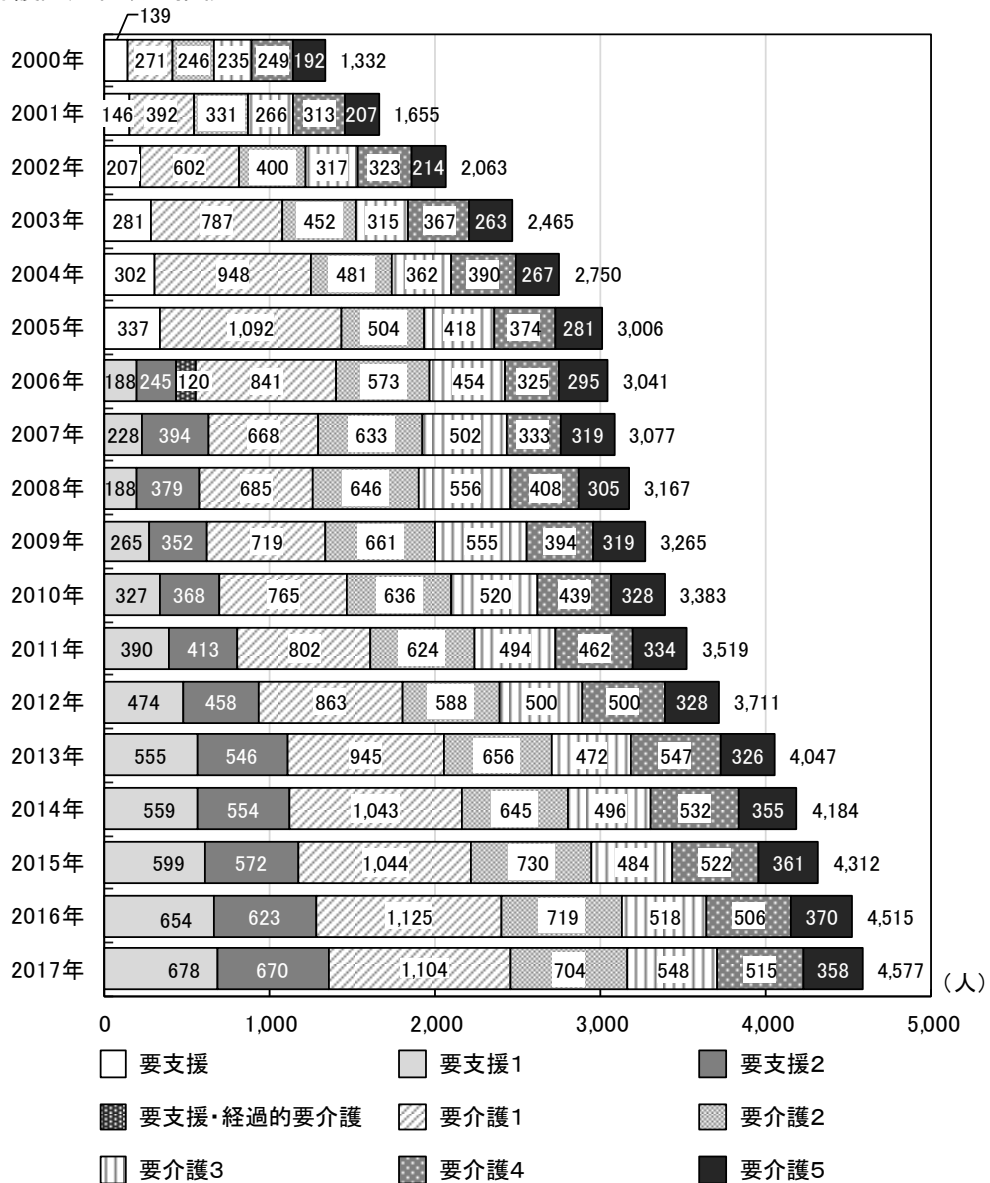
### (1) 要支援・要介護認定者の状況

#### ① 要支援・要介護認定者数

2016（平成28）年10月1日時点の要支援・要介護認定者数は、4,515人です。2000（平成12）年と比較して3,183人増加し、約3.4倍となっています。介護保険制度の施行以降、毎年300人から400人程度の増加を続けていましたが、2006（平成18）年の制度改正で、介護予防を大きな柱とした予防重視型システムへ転換したことにより増加が抑えられました。また、2012（平成24）年からは、団塊の世代が65歳以上になったことなどから再び増加のペースが速まっています。

要介護度別にみると、要介護1・2の人の割合が高くなっています。

#### ■ 要支援・要介護認定者数の推移



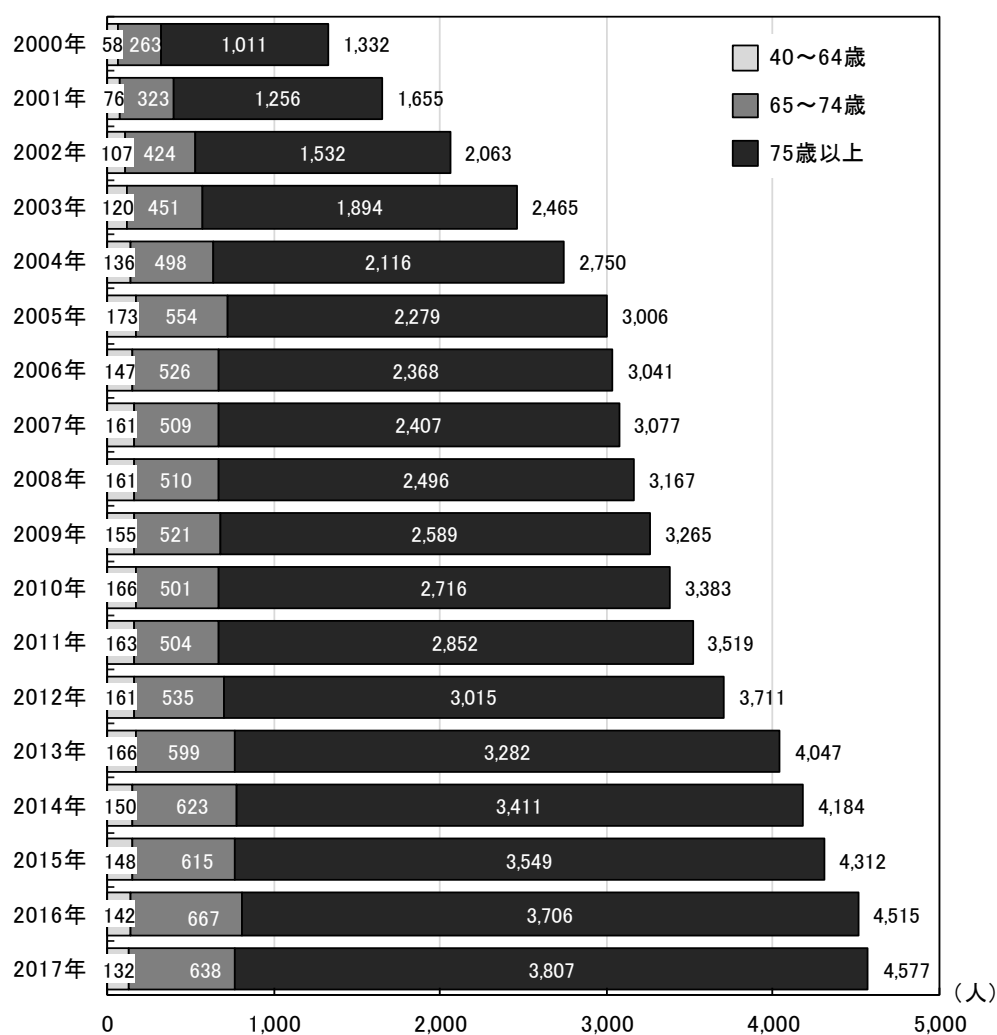
資料：介護保険事業状況報告（各年10月1日時点）

## ②年齢別要支援・要介護認定者

年齢別の要支援・要介護認定者数の推移をみると、2000（平成12）年から継続して65歳から74歳までの前期高齢者の人数が少なく、75歳以上の後期高齢者の人数が多くなっています。

認定者全体に占める75歳以上の割合は、2000（平成12）年に75.9%であったものが2016（平成28）年には82.1%となり、人数も約3.7倍に増加しています。

### ■年齢別認定者数の推移

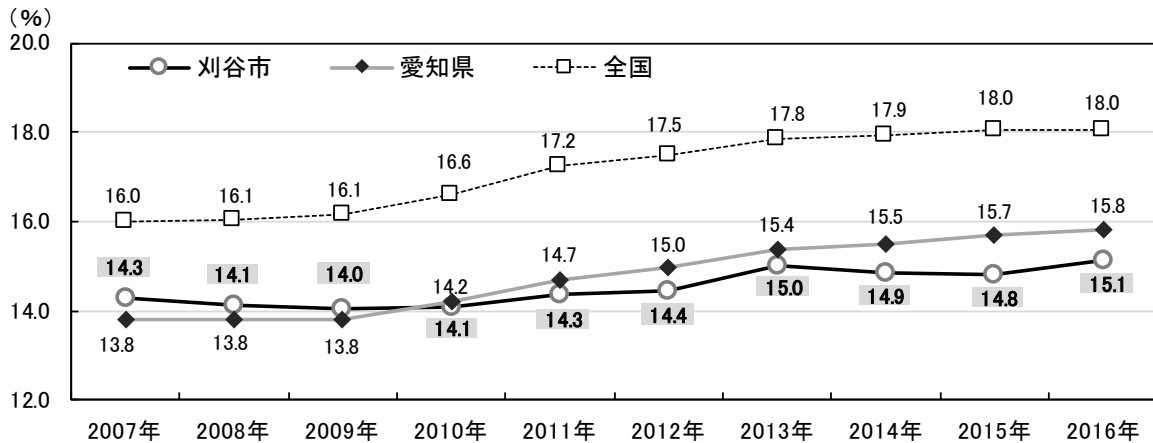


資料：介護保険事業状況報告（各年10月1日時点）

### ③要支援・要介護認定率

65歳以上の高齢者数に占める要支援・要介護認定数の割合である要支援・要介護認定率は、2007（平成19）年に14.3%であったものが2016（平成28）年には15.1%となっています。県と比較すると増加割合は緩やかであり、2010（平成22）年以降は県の認定率よりも下回って推移しています。

■要支援・要介護認定率(国・愛知県比較)



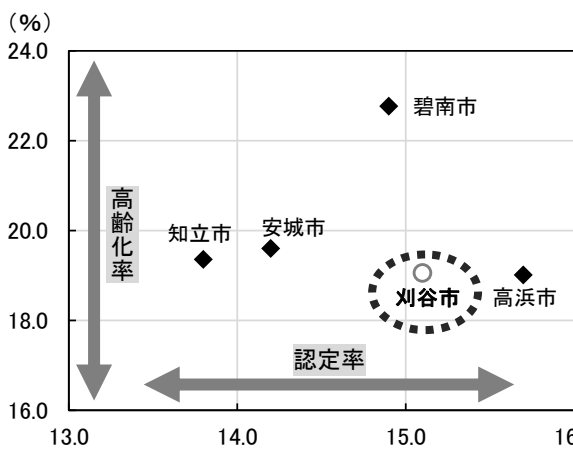
資料：介護保険事業状況報告（各年10月1日時点）

### ④認定率の近隣市比較

本市の高齢化率と認定率の分布を近隣市と比較すると、高齢化率は低いものの、認定率は高い状況にあります。

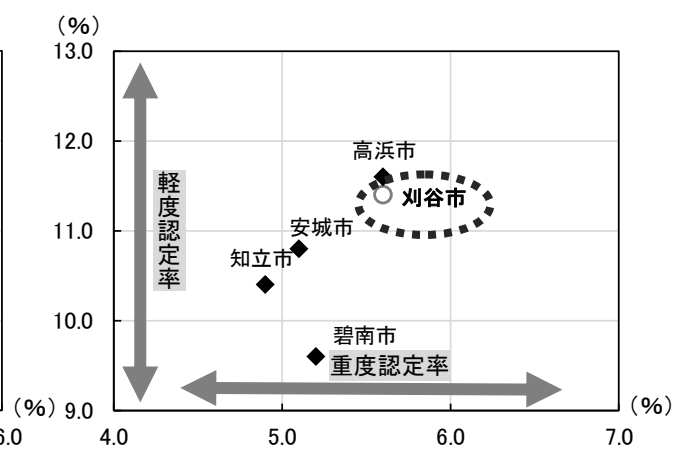
本市の調整済み軽度・重度認定率※を近隣市と比較すると、軽度・重度ともに比較的高い数値になっており、特に軽度認定率が高くなっています。

■高齢化率と認定率の分布(近隣市比較)



資料：認定率…介護保険事業状況報告月報（2016年）  
高齢化率…国勢調査（2015年）

■調整済み軽度・重度認定率の分布(近隣市比較)



資料：介護保険事業状況報告（2014年）  
住民基本台帳人口・世帯

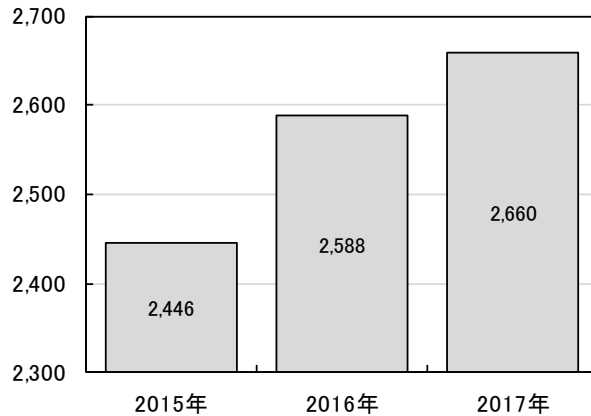
※調整済み軽度・重度認定率…認定率の多寡に大きな影響を及ぼす、「第1号被保険者の性・年齢構成」の影響を除外した認定率を意味します。

## (2) 認知症高齢者の状況

### ① 認知症高齢者数

認知症高齢者数は、2015（平成 27）年から 2017（平成 29）年にかけて 8.7% 増加しており、同時期における要支援・要介護認定者数の増加割合（5.4%）以上に認知症高齢者が増えています。

■ 認知症高齢者数の推移（各年3月31日時点）  
（人）

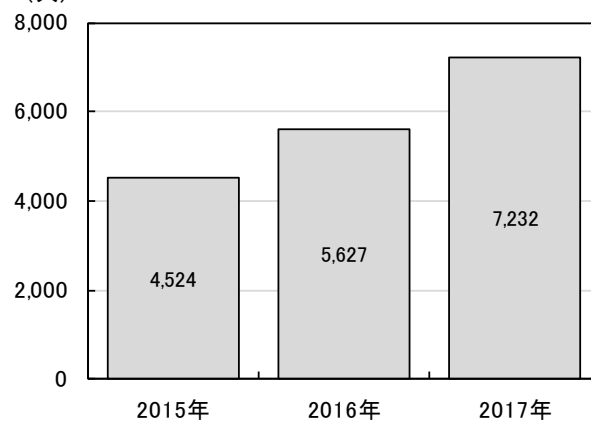


\* 介護認定審査資料における主治医意見書で、日常生活自立度Ⅱ（日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。）以上と判定された人を「認知症高齢者」としています。

### ② 認知症サポーター数

認知症サポーター数は、認知症サポーター養成講座の実施により毎年増加しています。

■ 認知症サポーター数（各年3月31日時点）  
（人）



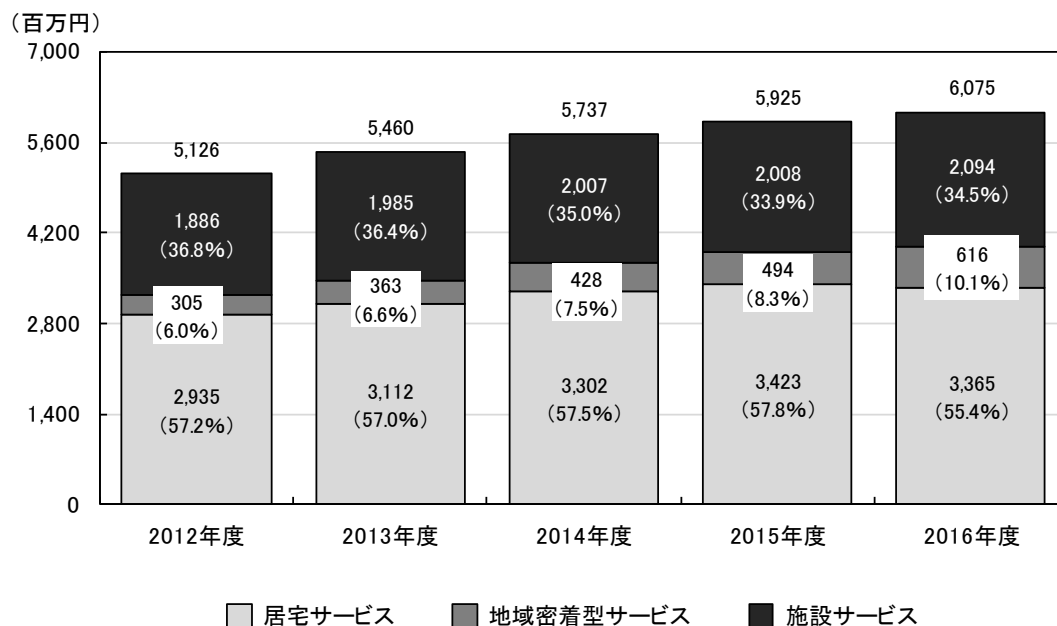
### (3) 介護保険サービスの利用状況

#### ① サービス別給付費

本市の給付費の推移をみると、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスのいずれも増加傾向にあります。

総給付費に占める各サービスの割合は、地域密着型サービスが増加し、施設サービスは減少しています。

#### ■ サービス別給付費の推移



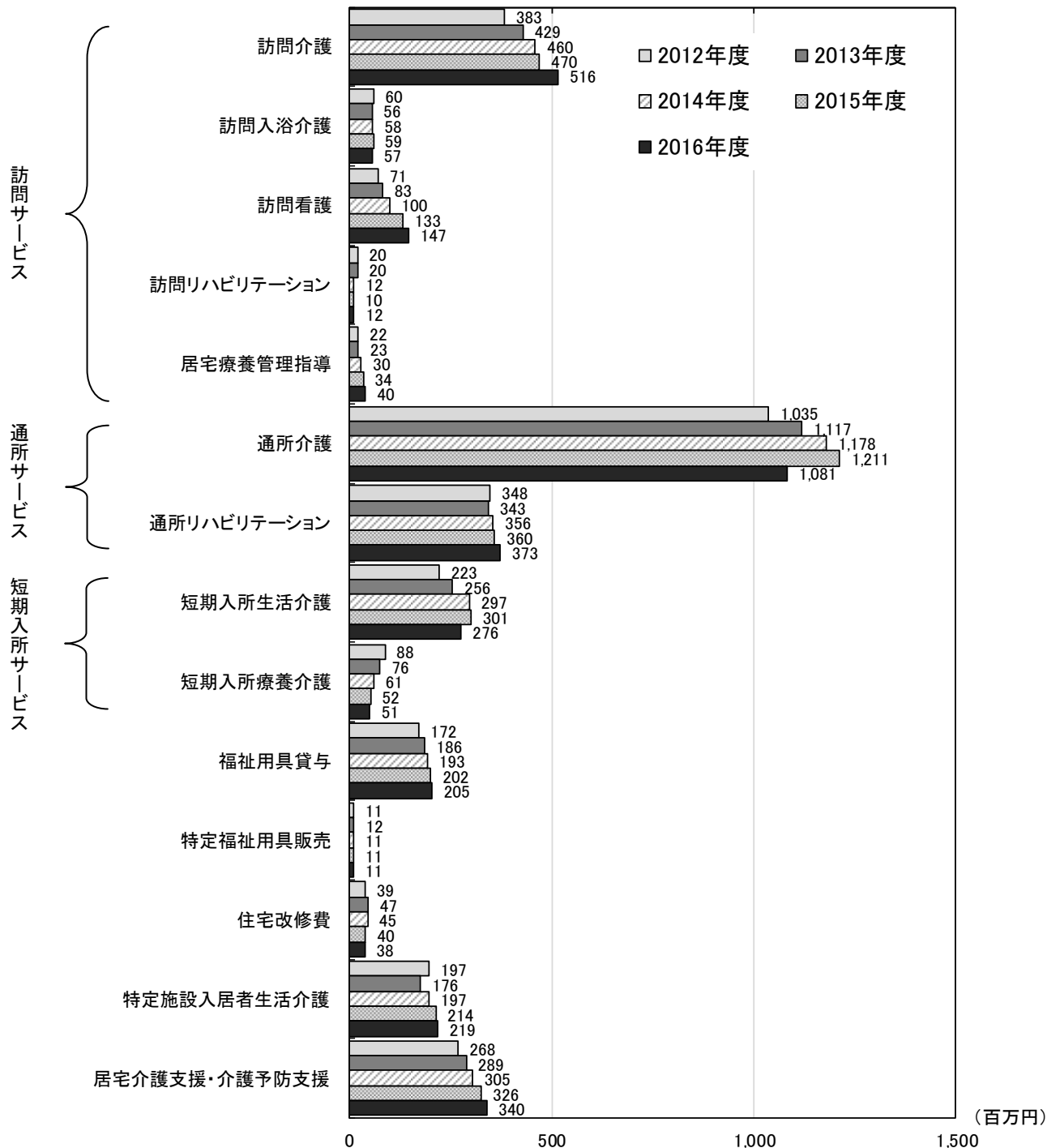
資料：介護保険事業状況報告



## ②サービスの利用状況

居宅サービスの給付費は「通所介護」が最も多く、給付費の増加が大きいサービスも2015（平成27）年度までは「通所介護」となっていますが、2016（平成28）年度から小規模な通所介護事業所が地域密着型サービスに移行したことで給付費が減少しています。

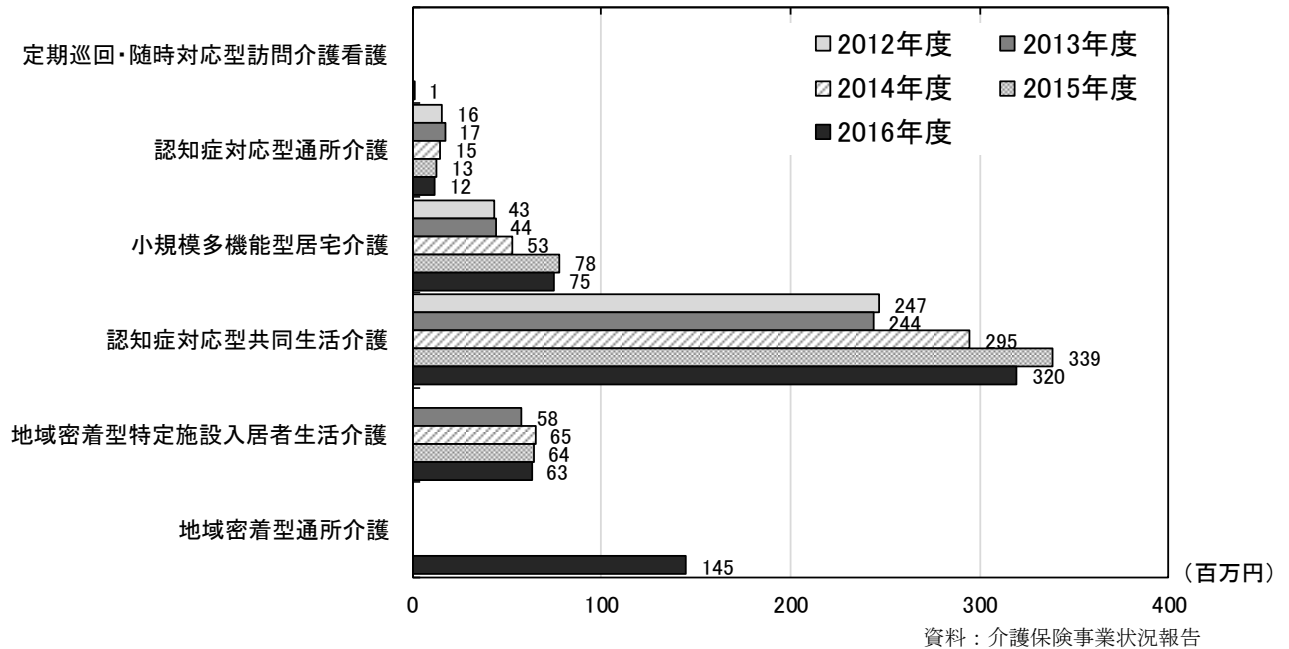
■居宅サービスの給付費の推移



資料：介護保険事業状況報告

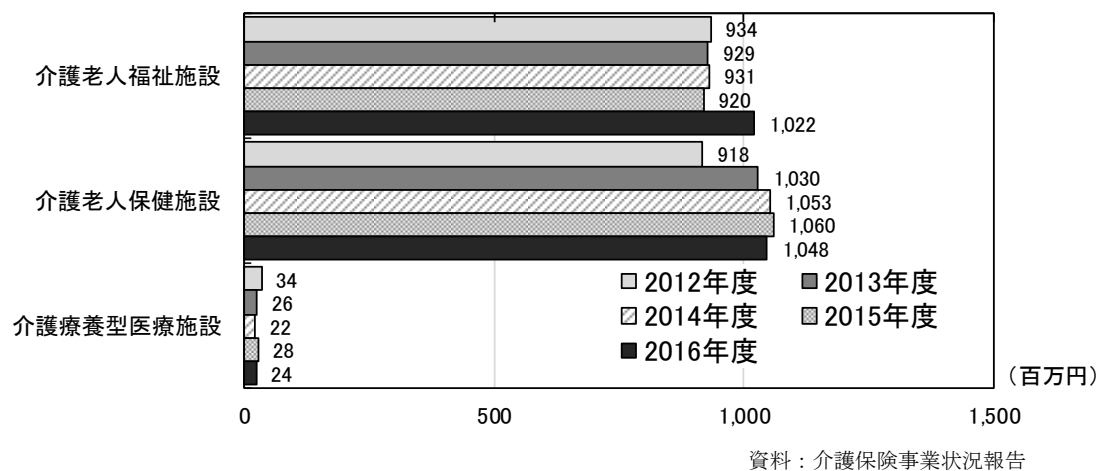
地域密着型サービスの給付費は、市内施設の整備に伴い、「認知症対応型共同生活介護」が大きく増加しています。

■地域密着型サービスの給付費の推移



施設サービスの給付費は、「介護老人福祉施設」は2015（平成27）年度から2016（平成28）年度にかけて増加しています。「介護老人保健施設」は2012（平成24）年度から増加傾向にあります。

■施設サービスの給付費の推移



### ③介護保険サービスの年度実績と第6期計画の評価

介護給付費では、「通所介護」で計画値を上回っています。通所介護の給付費は継続的に増加を続けており、ニーズの高いサービスとなっています。2016（平成28）年4月から地域密着型サービスに移行した利用定員18人以下の通所介護事業所（地域密着型通所介護）も含めた適切な需要予測が必要となっています。また、「特定施設入居者生活介護」や「介護老人保健施設」などの施設・居住系サービスが計画値を上回っています。

#### ■介護給付費の年度実績と対計画比

		2015年度			2016年度		
		計画値 (千円)	実績額 (千円)	対計画比 (%)	計画値 (千円)	実績額 (千円)	対計画比 (%)
居宅サービス	訪問介護	463,539	414,777	89.5	511,510	455,284	89.0
	訪問入浴介護	70,961	58,613	82.6	73,805	55,997	75.9
	訪問看護	154,997	123,032	79.4	178,605	134,767	75.5
	訪問リハビリテーション	19,329	9,607	49.7	21,458	11,714	54.6
	居宅療養管理指導	41,257	31,652	76.7	44,934	36,466	81.2
	通所介護	1,100,103	1,101,343	100.1	774,411	969,984	125.3
	通所リハビリテーション	336,858	313,755	93.1	358,076	320,588	89.5
	短期入所生活介護	328,164	298,333	90.9	368,606	273,800	74.3
	短期入所療養介護	74,235	50,941	68.6	77,834	50,191	64.5
	福祉用具貸与	184,933	181,990	98.4	192,189	182,324	94.9
	特定福祉用具販売	10,176	7,970	78.3	10,431	7,848	75.2
	住宅改修	30,295	24,381	80.5	33,476	24,282	72.5
	特定施設入居者生活介護	180,048	200,649	111.4	189,023	202,508	107.1
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	-	0	1,097	-
	夜間対応型訪問介護	0	0	-	0	0	-
	認知症対応型通所介護	14,552	13,251	91.1	14,514	11,944	82.3
	小規模多機能型居宅介護	109,871	75,838	69.0	116,971	71,972	61.5
	認知症対応型共同生活介護	371,614	332,583	89.5	368,381	316,322	85.9
	地域密着型特定施設入居者生活介護	72,288	63,671	88.1	72,148	62,818	87.1
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	-	0	0	-
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	-	0	0	-
地域密着型通所介護	-	-	-	386,625	145,085	37.5	
施設サービス	介護老人福祉施設	944,232	920,005	97.4	1,084,846	1,022,307	94.2
	介護老人保健施設	1,059,138	1,059,946	100.1	1,087,526	1,047,839	96.4
	介護療養型医療施設	23,061	28,346	122.9	23,016	24,064	104.6
居宅介護支援		281,219	286,911	102.0	288,103	296,867	103.0
合計		5,870,870	5,597,594	95.3	6,276,488	5,726,068	91.2

予防給付費では、「介護予防訪問看護」や「介護予防居宅療養管理指導」といった医療的ケアを伴うサービスで計画値を上回っています。また、「介護予防小規模多機能型居宅介護」、「介護予防認知症対応型共同生活介護」で大きく計画値を上回っており、地域の実情に合わせた柔軟なサービス提供が必要となっています。

■予防給付費の年度実績と対計画比

		2015年度			2016年度		
		計画値 (千円)	実績額 (千円)	対計画比 (%)	計画値 (千円)	実績額 (千円)	対計画比 (%)
居宅サービス	介護予防訪問介護	57,682	55,548	96.3	61,477	60,377	98.2
	介護予防訪問入浴介護	287	266	92.7	287	891	310.5
	介護予防訪問看護	7,501	9,504	126.7	8,836	12,301	139.2
	介護予防訪問リハビリテーション	1,906	739	38.8	2,217	381	17.2
	介護予防居宅療養管理指導	2,719	2,797	102.9	3,104	3,401	109.6
	介護予防通所介護	142,647	109,395	76.7	154,180	110,546	71.7
	介護予防通所リハビリテーション	53,031	45,774	86.3	56,745	52,419	92.4
	介護予防短期入所生活介護	3,985	2,642	66.3	4,628	2,565	55.4
	介護予防短期入所療養介護	1,775	1,102	62.1	2,174	837	38.5
	介護予防福祉用具貸与	22,344	20,103	90.0	24,072	22,743	94.5
	特定介護予防福祉用具販売	3,248	2,918	89.8	3,961	3,517	88.8
	介護予防住宅改修	20,635	16,050	77.8	21,041	13,590	64.6
	介護予防特定施設入居者生活介護	16,130	13,303	82.5	18,877	16,562	87.7
地域密着型サービス	介護予防認知症対応型通所介護	701	0	0.0	697	247	35.4
	介護予防小規模多機能型居宅介護	1,944	2,616	134.6	1,940	2,635	135.8
	介護予防認知症対応型共同生活介護	2,625	5,929	225.9	2,620	3,737	142.6
介護予防支援		38,959	39,221	100.7	41,390	42,664	103.1
合計		378,119	327,911	86.7	408,246	349,413	85.6
総計(介護給付費・予防給付費の合計)		6,248,989	5,925,505	94.8	6,684,734	6,075,481	90.9

## (4) 地域支援事業・高齢者福祉サービスの利用状況

### ・地域支援事業の推進

「①通所型介護予防事業」における「運動機能向上事業」、「③介護予防普及啓発事業」における「エンジョイ教室」では、事業の周知啓発により利用者数が増加しています。

#### ①通所型介護予防事業

要介護状態になるおそれの高い高齢者を対象に、通所による介護予防事業を実施しています。

※利用者数

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
運動機能向上事業	84人	96人	96人	132人	151人
栄養改善事業	7人	10人	8人	6人	2人
口腔機能向上事業	48人	51人	47人	58人	42人

#### ②介護予防訪問事業

心身の状況等により通所による事業への参加が困難な人を対象に、地域包括支援センターの職員等が自宅を訪問して相談・指導のほか必要な事業等につなげています。「栄養改善訪問事業」と「閉じこもり予防訪問事業」を2015（平成27）年度より統合し、「介護予防訪問事業」として実施しています。

※利用者数

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
栄養改善訪問事業	1人	4人	3人		
閉じこもり予防訪問事業	0人	0人	0人		
介護予防訪問事業				4人	4人

#### ③介護予防普及啓発事業

すべての高齢者を対象に、生活機能の維持や向上に向けた取り組みとして、介護予防の基本的な知識の普及・啓発を図るための教室等を開催しています。

※延べ参加者数

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
足指チェックで元気教室	394人	259人	399人	426人	480人
男性のための栄養教室	226人	205人	191人	263人	225人
高齢者簡単クッキング	16人	37人	42人	44人	43人
脳力アップで元気教室	383人	486人	521人	449人	169人
エンジョイ教室	18,715人	21,063人	24,004人	27,521人	29,745人

#### ④地域介護予防活動支援事業

すべての高齢者を対象に、生活習慣病の予防や改善、閉じこもり予防や転倒予防に関する啓発等の活動を活性化するため、地域ごとに教室等を開催しています。

※延べ参加者数

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
健康いちばん教室	1,854人	1,600人	1,376人	1,229人	1,257人

高齢者の社会参加活動を通じた介護予防や健康増進を図るため、65歳以上の人が市から指定を受けた施設等で行った活動に対して、ポイントを付与し、貯めたポイントを交付金（現金や寄付金）に交換しています。

※サポーター数

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
介護予防ポイント事業		97人	144人	149人	152人

### ・在宅福祉サービスの充実

いずれのサービスも、利用者数等の増減があるものの、継続的な利用があります。

#### ①緊急通報システム

ひとり暮らし高齢者の安全確保と不安解消のため、急病・事故等の緊急時にボタンひとつで連絡がとれる緊急通報システム機器を自宅に設置しています。

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
利用者数	503人	524人	548人	573人	546人

#### ②福祉電話(声の訪問)

ひとり暮らし高齢者の安否確認のため、電話による定期的な声の訪問を行います。また、電話機のないひとり暮らし高齢者の自宅に電話機を設置しています。

※利用者数

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
声の訪問	47人	48人	46人	34人	40人
福祉電話設置	35人	39人	34人	33人	31人

#### ③救急医療情報キット

ひとり暮らし高齢者等を対象に、緊急時や災害等に備えて、医療情報や連絡先等の情報を保管するキットを配付しています。

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
配付人数	1,456人	273人	159人	136人	144人

#### ④日常生活用具の給付

ひとり暮らし高齢者等が安全に安心して生活できるよう、自宅に火災警報器等の日常生活用具を給付しています。

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
給付人数	24人	11人	28人	12人	8人

#### ⑤家具転倒防止器具取付

高齢者のみの世帯等を対象に、家具転倒防止器具の取付けを代行し、災害時の家具転倒事故を防止しています。

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
取付世帯数	28世帯	10世帯	10世帯	6世帯	8世帯

#### ⑥友愛訪問

地区の老人クラブ会員等がひとり暮らし高齢者の自宅を定期的に訪問し、話し相手になるとともに安否確認を行っています。

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
利用者数	22人	16人	13人	14人	10人

#### ⑦配食サービス(一般食、調整食)

見守りが必要で食事の仕度が困難な高齢者を対象に、定期的に自宅に食事を届けるとともに安否確認を行っています。

※2012年度から2015年度までは3月の利用者数

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
一般食	253人	355人	370人	333人	347人
調整食	75人	106人	105人	103人	96人

#### ⑧在宅ねたきり・認知症高齢者見舞金

在宅のねたきり又は認知症高齢者を対象に、見舞金を支給しています。

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
受給者数	572人	599人	602人	617人	624人

#### ⑨在宅ねたきり・認知症高齢者おむつ費用助成

在宅ねたきり・認知症高齢者見舞金受給者で常時おむつを必要とする人を対象に、おむつ費用助成利用券を交付しています。

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
受給者数	479人	474人	463人	476人	564人

#### ⑩布団乾燥等(寝具クリーニング、寝具貸与、布団乾燥)

ねたきり又は認知症高齢者を対象に、寝具クリーニング、寝具貸与を実施しています。また、高齢者のみの世帯で布団の衛生管理が困難な人を対象に、布団乾燥を実施しています。

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
利用者数	126人	127人	153人	143人	148人

#### ⑪高齢者タクシー料金助成(高齢者タクシー、介護タクシー)

移動に関して電車やバスなどを利用することが困難な高齢者の外出を支援するため、高齢者タクシー料金助成利用券を交付しています。また、通常の自家用車を利用することが困難な高齢者の通院等を支援するため、車いす昇降機やストレッチャーを装備した車両を利用する場合の介護タクシー料金助成利用券を交付しています。

※交付人数

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
高齢者タクシー	162人	164人	164人	165人	183人
介護タクシー	217人	251人	246人	234人	280人

#### ⑫徘徊高齢者探知端末機器貸与

認知症により徘徊症状のある高齢者の家族に対し、高齢者が徘徊した場合に介護者等が位置を検索できる端末機器を貸与しています。

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
利用者数	12人	13人	15人	15人	17人

#### ⑬家族介護慰労金

在宅の重度要介護者を介護保険サービスを利用せずに介護している家族に慰労金を支給しています。

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
支給件数	0件	0件	0件	0件	1件

#### ⑭ショートステイ

要支援・要介護認定を受けていない高齢者が家族の疾病、事故、出産、出張等により一時的に居宅での生活が困難になった場合等に、養護老人ホームで支援しています。

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
利用者数	1人	6人	2人	2人	5人

#### ⑮出張理美容費助成

在宅のねたきりの高齢者で理美容院へ出向くことのできない人を対象に、出張理美容サービスの助成券を配付しています。

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
利用者数	96人	155人	126人	88人	73人



## ・生活環境の改善の支援

いずれの事業も、利用者数の増減はあるものの、大きな変化なく、継続的な利用があります。

### ①住宅改善費補助

要支援・要介護認定者が自宅の住宅改修を行う場合に、介護保険の給付対象を超えた改修費用の一部を補助しています。

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
助成人数	138人	223人	204人	170人	168人

### ②高齢者住宅バリアフリー化工事費補助

市民税が非課税の高齢者のみの世帯で、要支援・要介護認定を受けていない高齢者を対象に、自宅のバリアフリー化工事にかかった費用の一部を補助しています。

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
助成人数	4人	6人	4人	5人	4人

### ③介護支援ベッド貸与利用料補助

要支援1・2、要介護1の認定を受け、寝具からの立ち上がりが困難な人が介護支援ベッドを借りた場合に、利用料の一部を補助しています。

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
助成人数	212人	226人	234人	209人	223人

### 3 アンケート調査からみる高齢者の状況

本計画策定のための基礎資料とするために、高齢者等実態調査を実施しました。  
調査の概要は以下の通りです。

#### ■調査概要

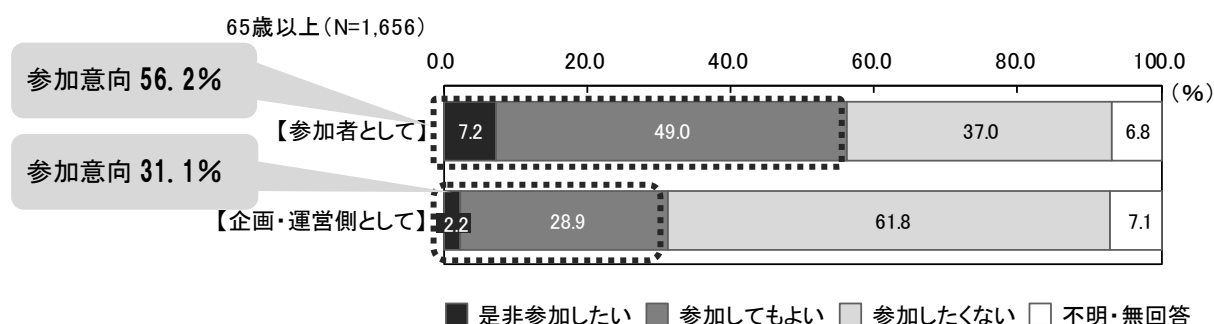
区分	一般高齢者	第2号被保険者	居宅要支援・要介護認定者	介護支援専門員	
調査目的	介護予防をはじめとした健康に関するニーズや生きがいづくりに関する実態等を把握する	介護についての考え方や社会参加に対する意向を把握するとともに、健康に関するニーズや生きがいづくりに関する実態等を把握する	介護保険サービスの利用状況、満足度、利用希望等を把握するとともに、ケアプランや介護保険制度に対する意向等を把握する	介護保険サービス利用者とサービス提供事業者等の中に潜在している意見や要望を把握する	
調査対象	要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の人・要支援認定を受けている人から無作為抽出	要支援・要介護認定を受けていない55～64歳の人から無作為抽出	要支援・要介護認定を受けて居宅で生活している人から無作為抽出	市内の居宅介護支援事業所に所属している介護支援専門員すべて	
調査票の配布・回収	郵送配布・郵送回収				
回収状況	配布数	2,200件	2,000件	1,800件	94件
	回収件数	1,656件	1,244件	1,150件	68件
	回収率	75.3%	62.2%	63.9%	72.3%
調査基準日	2016（平成28）年12月1日				
調査期間	2016（平成28）年12月5日～12月22日				

#### （1）地域住民主体の支援やサービスについて

##### ①地域住民が主体となって行う健康づくり活動

一般高齢者の【参加者として】の参加意向（「是非参加したい」と「参加してもよい」を合わせた割合）は56.2%、【企画・運営側として】の参加意向は31.1%となっています。

■【一般高齢者】地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味などのグループ活動を行って、いきいきとした地域づくりを進めるとしたら、参加者として、企画・運営側として参加したいか（単数回答）



## ②地域住民の力を活かした高齢者支援の需要と供給

「必要だと思うもの」（需要）は、一般高齢者、第2号被保険者、要支援・要介護認定者問わず「高齢者のみの世帯への見守り、声かけ」、「ゴミ出し、電球の交換などの軽度生活支援」、「買い物支援」が高くなっており、「自分でできる、あるいはやってみたいと思う支援」（供給）でも、同じ項目が高くなっています。

■【一般高齢者、第2号被保険者、要支援・要介護認定者】地域住民の力を活かした高齢者支援で必要だと思うもの（複数回答・上位3位）

	需 要			供 給	
	65歳以上 (N=1,656)	第2号被保険者 (N=1,244)	要支援・要介護 認定者 (N=1,150)	65歳以上 (N=1,656)	第2号被保険者 (N=1,244)
第1位	高齢者のみの世帯への見守り、声かけ (60.1%)	高齢者のみの世帯への見守り、声かけ (75.2%)	高齢者のみの世帯への見守り、声かけ (62.4%)	高齢者のみの世帯への見守り、声かけ (41.6%)	高齢者のみの世帯への見守り、声かけ (58.5%)
第2位	ゴミ出し、電球の交換などの軽度生活支援 (31.8%)	買い物支援 (45.3%)	買い物支援 (44.2%)	ゴミ出し、電球の交換などの軽度生活支援 (17.5%)	買い物支援 (26.6%)
第3位	買い物支援 (29.2%)	ゴミ出し、電球の交換などの軽度生活支援 (43.6%)	ゴミ出し、電球の交換などの軽度生活支援 (41.4%)	買い物支援 (15.8%)	ゴミ出し、電球の交換などの軽度生活支援 (26.4%)

### 今後の方向性

いきいきとした地域づくりへの参加意向は、【参加者として】の参加意向よりは低いものの、【企画・運営側として】の参加意向も3割以上みられます。また、地域住民の力を活かした支援については、需要・供給ともに「高齢者のみの世帯への見守り、声かけ」、「ゴミ出し、電球の交換などの軽度生活支援」、「買い物支援」が高く、需要と供給がマッチしていることがうかがえます。

地域の高齢者に必要な生活支援のニーズを的確に把握しつつ、潜在的な支援の担い手の発掘・育成を図り、担い手の裾野を拡大していくことが必要です。

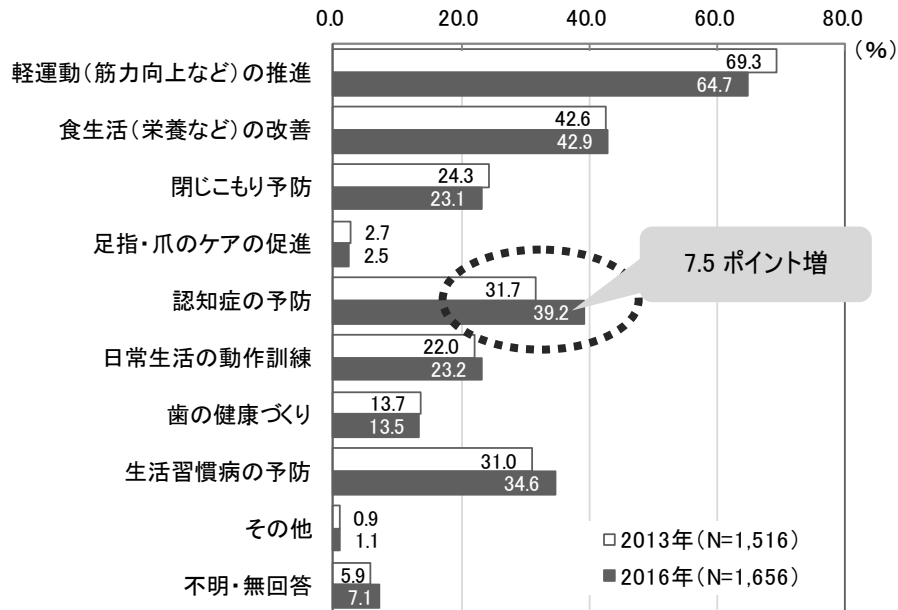
## (2) 心身の健康・介護予防について

### ① 介護予防に関して必要だと思うこと

一般高齢者が介護予防に関して必要だと思うことは、「軽運動（筋力向上など）の推進」が64.7%と最も高くなっています。

経年でみると「認知症の予防」が特に増加しています。

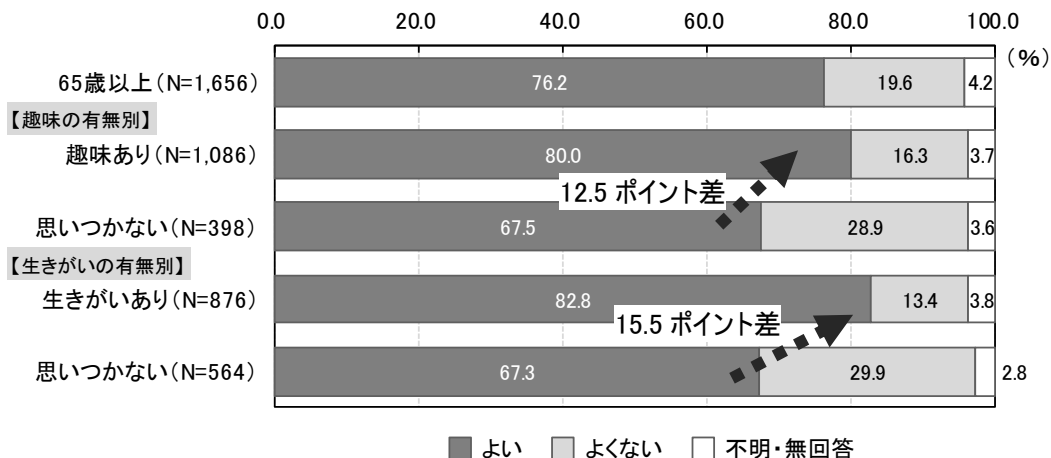
■【一般高齢者】介護予防に関して、必要だと思うこと(複数回答)



### ② 健康感

一般高齢者の健康状態について、『よい』（「とてもよい」と「まあよい」を合わせた割合）は全体の76.2%となっています。

趣味の有無や生きがいの有無別にみると、趣味や生きがいがある人の方が、健康状態が『よい』人が多くなっています。



#### 今後の方向性

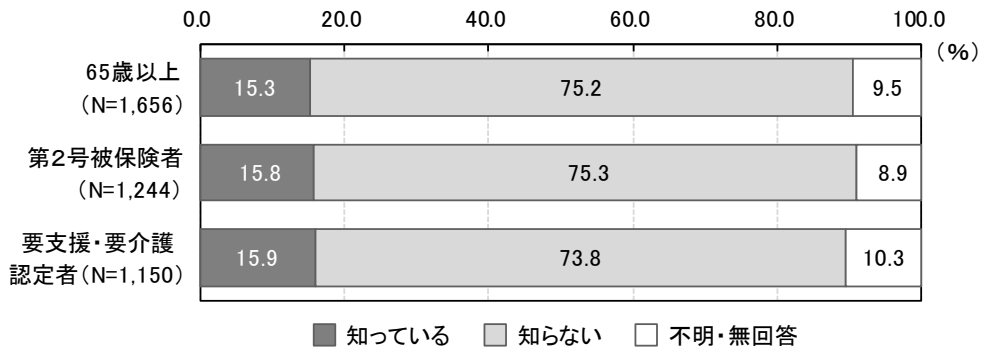
介護予防については、筋力向上、認知症予防など多岐にわたる取り組みが求められています。また、趣味や生きがいの有無が健康感に影響していることもうかがえるため、心身の健康づくりの場の提供とともに、高齢者の趣味・生きがいつくりの場を充実させていくことも必要となっています。

### (3) 認知症について

#### ① 認知症サポーターの認知度

認知症サポーターを「知っている」人の割合は、一般高齢者で15.3%、第2号被保険者で15.8%、要支援・要介護認定者で15.9%となっています。

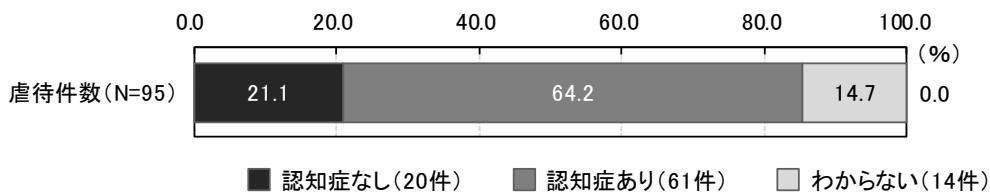
■【一般高齢者、第2号被保険者、要支援・要介護認定者】認知症サポーターの認知度(単数回答)



#### ② 虐待と認知症の関係

介護支援専門員が関わったと回答した虐待事案95件のうち、虐待を受けている高齢者本人が認知症を有しているのは61件と、全体の64.2%を占めています。

■【介護支援専門員】虐待を受けている高齢者本人に認知症はあるか(単数回答)



#### 今後の方向性

認知症サポーターの認知度は、一般高齢者、第2号被保険者、要支援・要介護認定者問わず1割半ばにとどまっており、十分に制度が浸透していない現状がうかがえます。認知症高齢者への支援の輪を広げていくためにも、制度の周知を図る必要があります。

介護支援専門員の関わった虐待事案は増加傾向にあり、介護を受けている人の認知症の有無も関係していることがわかります。虐待の防止のためにも、認知症高齢者を介護する家族の心身の負担の軽減を図るための支援が求められています。

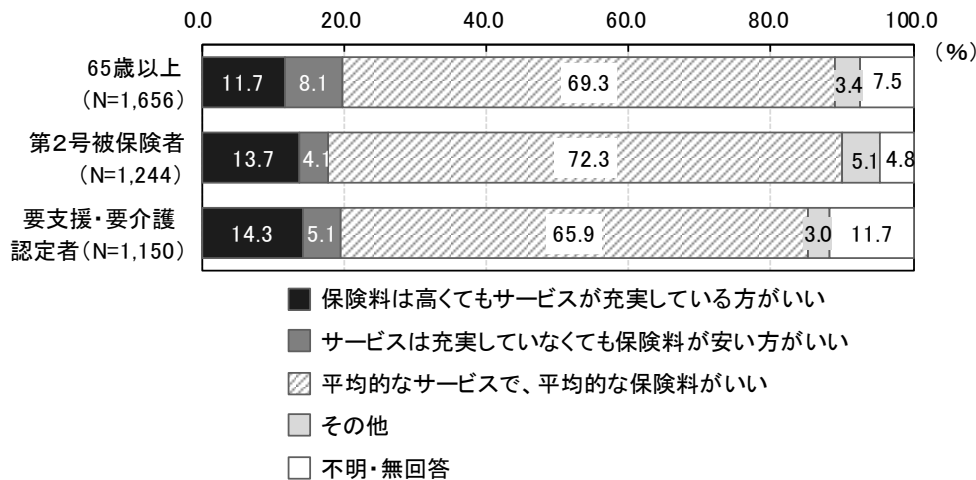
## (4) 介護保険サービスについて

### ① 介護サービスの水準と保険料の関係についての考え方

一般高齢者、第2号被保険者、要支援・要介護認定者問わず、「平均的なサービスで、平均的な保険料がいい」が最も高くなっています。一方、「保険料は高くてもサービスが充実している方がいい」という、いわゆる「高福祉・高負担」を望む割合は、実際にサービスを利用している人が多い要支援・要介護認定者で、他と比べて高くなっています。

#### ■【一般高齢者、第2号被保険者、要支援・要介護認定者】

介護サービスの水準と保険料についてどのように考えるか(単数回答)



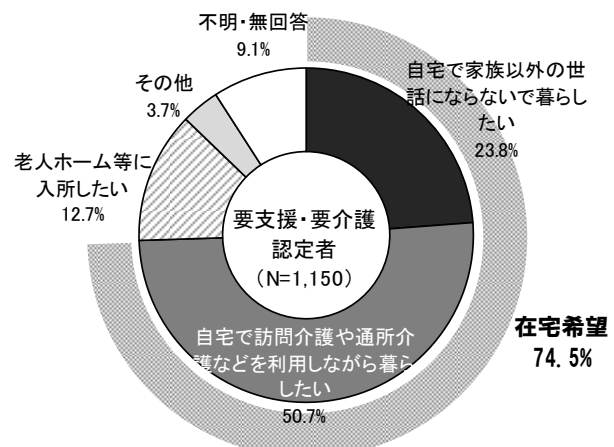
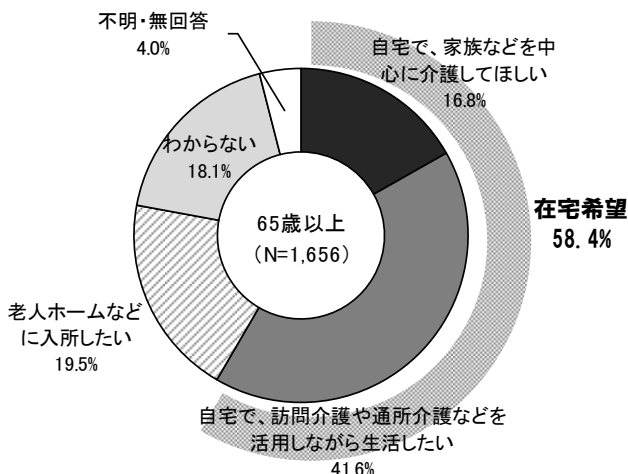
### ② 介護の希望

一般高齢者で、介護が必要となった場合の希望は、『在宅希望』(「自宅で、家族などを中心に介護してほしい」と「自宅で、訪問介護や通所介護などを活用しながら生活したい」を合わせた割合)が58.4%となっています。

要支援・要介護認定者の今後の暮らしの希望は、『在宅希望』(「自宅で家族以外の世話にならないで暮らしたい」と「自宅で訪問介護や通所介護などを利用しながら暮らしたい」を合わせた割合)が74.5%となっています。

#### ■【一般高齢者】介護が必要になった場合、どのようにしたいか(単数回答)

【要支援・要介護認定者】今後の生活の希望(単数回答)



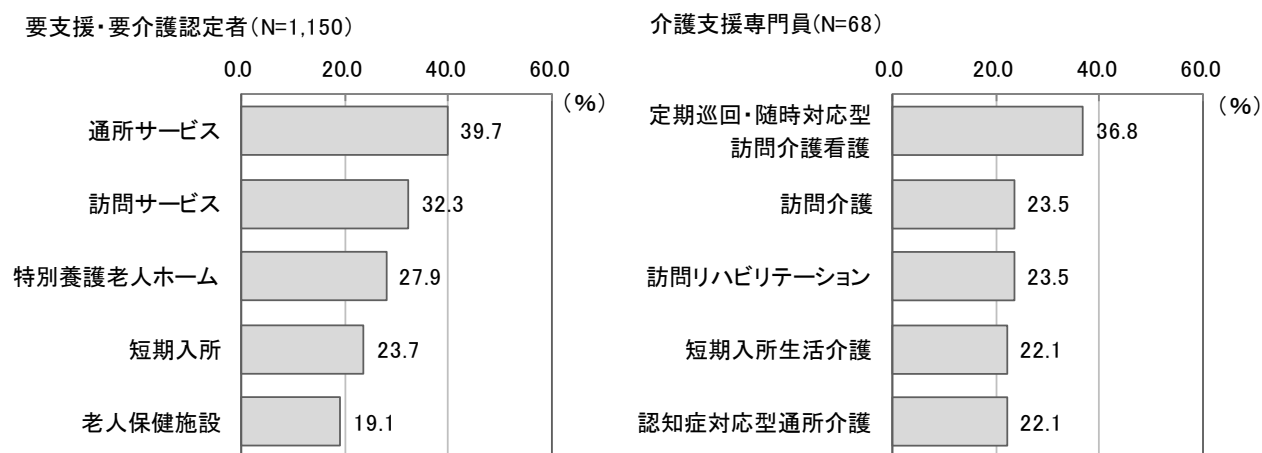
### ③ 拡充が必要なサービス

要支援・要介護認定者が今後充実の必要があると思うサービスは、「通所サービス」、「訪問サービス」といった在宅サービスが高くなっています。

介護支援専門員が供給が不足していると思うサービスは、現在本市で提供していない「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」が最も高くなっています。

■【要支援・要介護認定者】 今後、充実の必要があるサービス(複数回答・上位5位)

【介護支援専門員】 現在、供給が不足しているサービス(複数回答・上位5位)



#### 今後の方向性

今後の生活の場として、半数以上の人々が在宅生活の継続を希望しています。拡充していくべきサービスでも、要支援・要介護認定者、介護支援専門員の双方が在宅系サービスを求めている結果が出ています。

既存サービスの充実、新規サービスの導入なども含め、需要予測を踏まえた適切なサービスの拡充を図っていく必要があります。

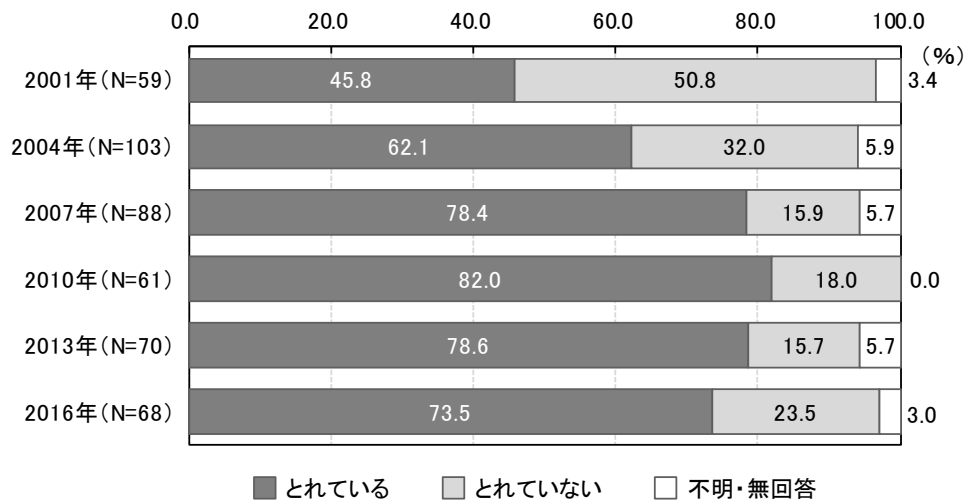
## (5) 在宅医療・介護連携について

### ①介護支援専門員と主治医との連携

介護支援専門員のうち、主治医との連携が「とれている」と回答している割合は、2010（平成 22）年をピークに減少しており、2016（平成 28）年では全体の 73.5%となっています。

医療・介護連携のために必要なこととしては、「医療と介護の相互理解」が多くあげられています。

#### ■【介護支援専門員】主治医との連携がとれているか(単数回答)



#### ■【介護支援専門員】医療・介護連携のために必要なこと

- 医療（主治医）と介護（介護支援専門員）の相互理解（11 件）
- 情報の共有・連絡（9 件）
- 顔の見える関係・ネットワーク（6 件）
- 治療方針の共有（6 件）
- 介護支援専門員自身の対応について（6 件）
- 連携や情報共有のための仕組み、体制（6 件）

#### 今後の方向性

在宅生活の継続の希望が高くなっている中で、在宅医療・介護連携の推進の重要性は一層増えています。

介護支援専門員と主治医との連携状況は、2001（平成 13）年から経年でみて一定の成果は上がっているものの、2010（平成 22）年をピークに低下しており、取り組みの充実が求められています。互いの職務への理解を深め、顔の見える関係づくりを進めるとともに、円滑な情報共有・連携に向けた仕組みづくりも求められています。



## (6) 地域における高齢者に関する課題について

### ①地域における高齢者の課題

一般高齢者、第2号被保険者、要支援・要介護認定者問わず、「ひとり暮らしや高齢者夫婦のみの世帯が多くなってきている」、「ご近所づきあいが薄くなってきている」が高くなっていきます。

■【一般高齢者、第2号被保険者、要支援・要介護認定者】地域における高齢者(高齢化)に関する課題  
(複数回答・上位5位)

	65歳以上(N=1,656)		第2号被保険者(N=1,244)		要支援・要介護認定者(N=1,150)	
第1位	ひとり暮らしや高齢者夫婦のみの世帯が多くなってきている	49.0%	ご近所づきあいが薄くなってきている	45.3%	ひとり暮らしや高齢者夫婦のみの世帯が多くなってきている	41.7%
第2位	ご近所づきあいが薄くなってきている	45.9%	ひとり暮らしや高齢者夫婦のみの世帯が多くなってきている	41.4%	ご近所づきあいが薄くなってきている	41.0%
第3位	買い物ができる店が少ない	18.5%	交通が不便である	20.0%	買い物ができる店が少ない	27.3%
第4位	交通が不便である	15.8%	買い物ができる店が少ない	19.9%	交通が不便である	21.6%
第5位	高齢者同士の助けあいや交流が少ない	15.0%	介護施設が少ない	19.5%	高齢者同士の助けあいや交流が少ない	17.3%

#### 今後の方向性

介護予防・日常生活支援総合事業の実施など、多様な主体による多様なサービスの提供が一層求められる中で、地域における課題を地域で解決する「地域福祉」の視点が、高齢者分野においても重要となってきました。

ひとり暮らし高齢者への見守りや軽度な生活支援など、元気な高齢者自身も含めた担い手づくりが求められています。

## 第3章

# 計画の基本理念・基本目標

## 1 計画の基本理念

本計画は、第7次刈谷市総合計画の将来像「人が輝く安心快適な産業文化都市」を高齢者の介護・福祉の分野から目指すものであるため、第6期刈谷市介護保険事業計画・刈谷市高齢者福祉計画で掲げた基本理念を引き継ぎ、「支えあい元気で安心して暮らせる長寿社会の創造」を計画の基本理念とします。

また、本計画は2025年を見据えて、重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた取り組みを進める「地域包括ケア計画」としても位置付けられており、在宅医療・介護連携の一層の推進、認知症施策のさらなる推進、支援の担い手の育成などに取り組むことから、「身近な地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムの深化・推進」をサブタイトルとします。

基 本 理 念

## 支えあい元気で安心して暮らせる 長寿社会の創造

～身近な地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムの深化・推進～

## 2 基本目標

高齢者が安心して地域で暮らし続けるために必要な取り組みとして、以下の基本目標を掲げ、施策を展開します。

### 1 安定的な介護保険制度の運営

介護サービス・介護予防サービスの質・量の充実を図るとともに、利用者の状況に応じた適正なサービス利用を促し、安定的な介護保険制度の運営に努めます。

### 2 住み慣れた地域での支援体制づくり

住み慣れた地域で生活できるよう、医療・介護の連携強化や認知症施策、生活支援体制の充実を図ります。

### 3 安心な生活環境の整備

高齢者が地域で安心して自立した生活を営めるよう、在宅福祉サービスを提供するとともに、生活環境の整備や住まいの場の提供を行います。

### 4 生きがいのある生活づくり

高齢者が地域でいきいきと暮らすことができるよう、就労、生涯学習、スポーツ、交流といった生きがいをづくり活動を促進します。

### 5 地域における支えあいの推進

地域で高齢者の見守りや助けあい等の支援の輪が広がるよう、地域福祉活動を推進します。また、高齢者の尊厳が尊重される社会の実現に向けて、権利擁護の観点から支援が必要な高齢者に対し、適切な支援を行います。

### 3 施策の体系

基本目標	施策の方向	具体的な取り組み	ページ	
1 安定的な介護保険制度の運営	(1) ケアマネジメントの推進	①居宅介護支援・介護予防支援	49	
		(2) 居宅サービスの充実	①訪問介護	50
			②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	50
			③訪問看護・介護予防訪問看護	51
			④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	51
			⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	51
			⑥通所介護	51
			⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	52
			⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	52
			⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	52
	⑩特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護		52	
	(3) 地域密着型サービスの推進	⑪福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	53	
		⑫特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	53	
		⑬住宅改修・介護予防住宅改修	53	
		(4) 施設サービスの推進	①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	54
			②夜間対応型訪問介護	55
			③地域密着型通所介護	55
			④認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	55
			⑤小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	55
			⑥認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	56
	(5) 介護サービスの円滑な推進	⑦地域密着型特定施設入居者生活介護	56	
		⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	56	
		⑨看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	56	
		①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	57	
		②介護老人保健施設	57	
2 住み慣れた地域での支援体制づくり	(1) 在宅医療・介護連携の推進	③介護療養型医療施設	58	
		④介護医療院	58	
		(2) 認知症施策の推進	①共生型サービス	59
			②介護給付適正化事業	60
			③介護支援専門員の資質向上	60
			④サービス事業者振興事業	60
			⑤介護相談員派遣事業	60
			(3) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進	①地域の医療・介護の資源の把握
	②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討			39
	③切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	39		
	④医療・介護関係者の情報共有の支援	39		
	⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援	39		
	⑥医療・介護関係者の研修	39		
	⑦地域住民への普及啓発	39		
	⑧在宅医療・介護連携に関する関係市等の連携	39		
	(3) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進	①認知症ケアパスの普及		41
		②認知症地域支援推進員の活動の推進		41
		③認知症初期集中支援チームの設置・運営	41	
		④認知症サポーターの養成・活用	42	
		⑤行方不明高齢者等SOSネットワークの活用	42	
		⑥徘徊高齢者捜索模擬訓練の実施	42	
		⑦認知症家族支援プログラムの推進	42	
		⑧認知症介護家族交流会の開催	42	
		⑨認知症個別相談の実施	42	
		⑩認知症カフェの開催	42	
(3) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進	①介護予防・生活支援サービス事業	45		
	②一般介護予防事業	45		
	③サロン活動の充実	45		
	④ボランティアの育成	45		
	⑤介護予防ポイント事業の実施	45		
	⑥生活支援サービスの基盤整備	45		

基本目標	施策の方向	具体的な取り組み	ページ
2 住み慣れた地域での支援体制づくり	(4) 地域包括支援センターの機能充実	①地域包括支援センターの運営	48
		②地域ケア会議の開催	48
		③自己評価と市による評価の実施	48
3 安心な生活環境の整備	(1) 在宅福祉サービスの充実	①緊急通報システム	61
		②福祉電話（声の訪問）	61
		③救急医療情報キット	61
		④日常生活用具の給付	62
		⑤家具転倒防止器具取付	62
		⑥友愛訪問	62
		⑦配食サービス（一般食、調整食）	62
		⑧在宅ねたきり・認知症高齢者見舞金	62
		⑨在宅ねたきり・認知症高齢者おむつ費用助成	62
		⑩布団乾燥等（寝具クリーニング、寝具貸与、布団乾燥）	62
		⑪高齢者タクシー料金助成（高齢者タクシー、介護タクシー）	62
		⑫徘徊高齢者探知端末機器貸与	63
		⑬家族介護慰労金	63
		⑭ショートステイ	63
		⑮出張理美容費助成	63
		⑯車椅子・車椅子移送車の貸出	63
		⑰ごみなどの戸別収集・粗大ごみの搬出補助	63
		⑱高齢者住宅用消火設備設置費助成	63
		⑲防災ベッド設置費補助	63
		⑳耐震シェルター設置費補助	63
	(2) 生活環境の改善の支援	①住宅改善費補助	64
		②高齢者住宅バリアフリー化工事費補助	64
		③介護支援ベッド貸与利用料補助	64
	(3) 高齢者に配慮した住まいの充実	①有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅	65
		②ケアハウス	65
		③市営住宅のバリアフリー化	65
		④シルバーハウジング	65
		⑤生活支援ハウス	66
⑥養護老人ホーム		66	
(4) 高齢者にやさしいまちづくり	①公共施設のバリアフリー化	66	
	②民間施設のバリアフリー化	67	
	③公共交通機関等のバリアフリー化	67	
	④刈谷市公共施設連絡バス	67	
4 生きがいのある生活づくり	(1) 健康づくりの推進	①生活習慣病予防対策	68
		②認知症予防対策	68
		③生涯スポーツ	68
	(2) 社会参加の支援	①シルバー人材センター	69
		②生涯学習活動	69
		③生きがい活動拠点	69
		④老人いこいの場	69
		⑤老人クラブの活動支援	70
		⑥あつまりん	70
		⑦交流事業の推進	70
		⑧なごやか交流会	70
		⑨敬老会事業	70
	5 地域における支えあいの推進	(1) 地域における見守り、支えあいの推進	①見守りネットワークの形成
②地区社会福祉協議会			71
③民生委員・児童委員			72
④コミュニティソーシャルワーカー			72
⑤高齢者家庭介護講習会			72
(2) 権利擁護の推進		①成年後見制度・日常生活自立支援事業	73
		②高齢者虐待への対応	73

## 第4章

# 第7期計画における重点目標と重点施策

## 1 重点目標（基本目標2）

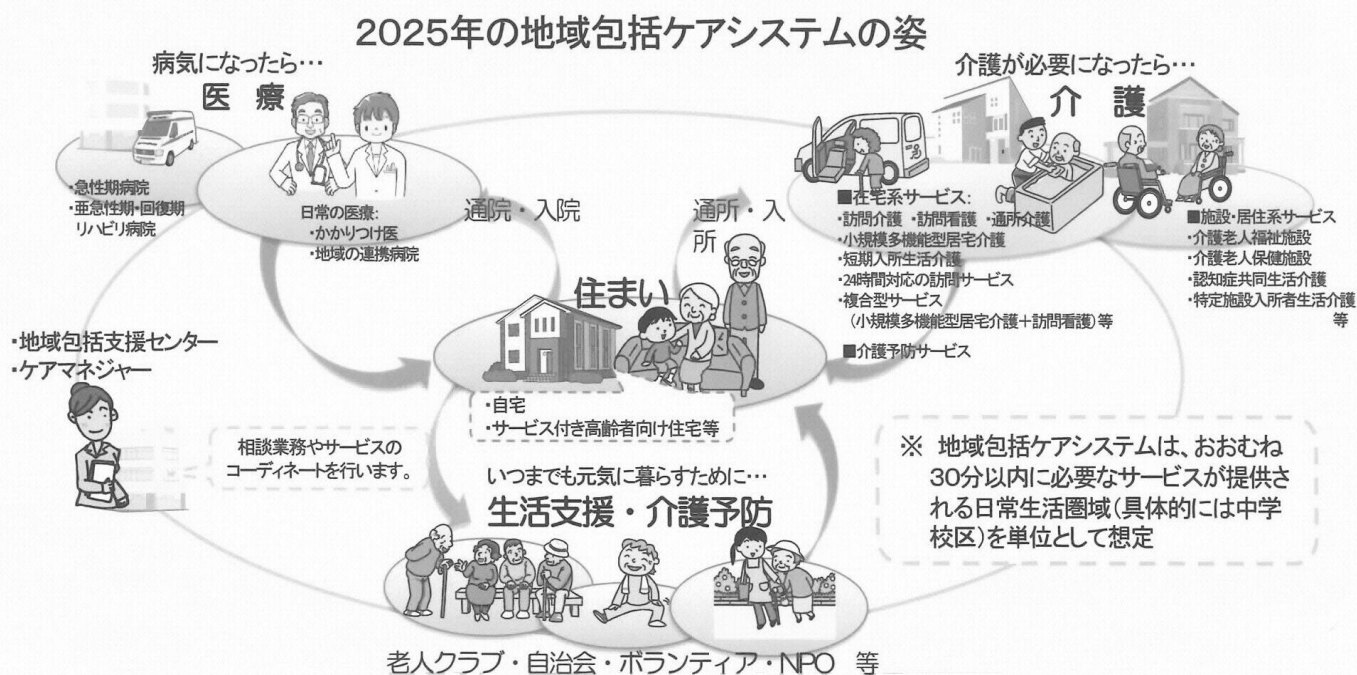
地域包括ケアシステムは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを最後まで続けられるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制を構築していくためのものです。そのため、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてつくりあげていくことが必要となっています。

本市ではこれまでも基本理念に掲げる「身近な地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムの深化・推進」に向け、計画に基づき高齢者福祉に関する各種施策を推進してきました。今後は、2025年に向け、地域包括ケアシステムを構築していくために、本市の現状や課題、地域資源を踏まえたうえで、地域の支援体制を強化していくことがより重要となってきます。

そこで、本計画においては、前章で掲げた5つの基本目標のうち、特に重点的に取り組むものとして基本目標2の「住み慣れた地域での支援体制づくり」を重点目標とします。

### 重点目標

## 住み慣れた地域での支援体制づくり



## 2 重点施策

本市の現状や国の方向性を踏まえ、本市の地域包括ケアシステム深化・推進のための重点的な取り組みを以下の通りとします。

### 本市の重点課題①

- 在宅生活の継続を希望する声が多い中で、重度な要介護状態となっても住み慣れた自宅で生活し続けるための在宅医療の適切な提供が必要となっています。
- アンケート結果では、介護支援専門員と主治医との連携状況は進んできていることがわかります。医療介護連携の素地は整いつつあるものの、医療と介護を一体的に提供できる体制構築のため、一層の連携・多職種協働の推進が必要となっています。

### 重点施策 1 在宅医療・介護連携の推進

### 本市の重点課題②

- 本市の認知症高齢者数は増加傾向にあり、今後の高齢化の進行に伴い更に増加していくことが予測されます。
- アンケート結果では、介護予防で必要なこととして「認知症の予防」が上昇しており、高齢者の認知症対策への関心が高まっていることがうかがえます。
- アンケート結果では、虐待事案について認知症が有る人の方が無い人よりも多くなっており、介護者の負担軽減も含めた総合的な認知症対策が必要となっています。

### 重点施策 2 認知症施策の推進

### 本市の重点課題③

- 本市では要介護2以下の比較的軽度な認定者の増加が顕著となっています。要介護状態となることの予防とともに、重症化の抑制を図る必要があります。
- アンケート結果では、地域住民の力を活かした高齢者支援として、見守りや声かけ、ゴミ出し、買い物支援等、軽度な生活支援が求められていることがわかります。高齢者自身も含めた支援の担い手の裾野を拡大していくことが必要となっています。

### 重点施策 3 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

### 本市の重点課題④

- 地域包括ケアシステムの構築に向け、多様な主体との連携が必要となっている中で、高齢者支援の中核をなす機関としての地域包括支援センター機能のさらなる強化が必要となっています。
- 本市では地区ごとに高齢化の状況や地域資源が異なっており、身近な地域でのきめ細かな対応が必要となっています。

### 重点施策 4 地域包括支援センターの機能充実

## 重点目標以外の基本目標と重点施策の関係について

5つの基本目標のうち、基本目標2の「住み慣れた地域での支援体制づくり」を重点目標としていますが、他の4つの基本目標についても重点施策を推進することで、当該基本目標の達成に向けた取り組みが進められることとなります。

基本目標	関連する重点施策	内容
1 安定的な介護保険制度の運営	(1) 在宅医療・介護連携の推進	医療系のサービスについて、利用者の状況に応じた適正なサービス利用につなげます。
	(2) 認知症施策の推進	認知症の方が利用できる介護サービス・介護予防サービスの充実を図ります。
	(4) 地域包括支援センターの機能充実	介護予防サービスについて、利用者の状況に応じた適正なサービス利用につなげます。
3 安心な生活環境の整備	(1) 在宅医療・介護連携の推進	切れ目なく在宅医療と在宅介護が提供される体制を構築することで、高齢者の在宅生活を支援します。
	(2) 認知症施策の推進	認知症の方を対象とした在宅福祉サービスを継続することで、認知症の方の在宅生活を支援します。
4 生きがいのある生活づくり	(2) 認知症施策の推進	認知症の予防に関する取り組みを充実することで、健康づくりを推進します。
	(3) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進	高齢者自身が支援の担い手となることで、生きがいづくりを推進します。
5 地域における支えあいの推進	(2) 認知症施策の推進	地域で認知症の方を見守っていただけるような支援体制の充実を図ります。
	(3) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進	住民主体の支援を充実することで、地域で高齢者を支える「地域づくり」を推進します。
	(4) 地域包括支援センターの機能充実	権利擁護の観点から支援が必要な高齢者に対し、適切な支援を行います。



### 3 重点施策における具体的な取り組み

#### (1) 在宅医療・介護連携の推進

##### これまでの取り組み

- 行政と刈谷医師会、刈谷市歯科医師会をはじめとした、在宅医療や介護に携わる関係職種が協議できる場として、2015（平成 27）年度に「刈谷市在宅医療・介護連携推進協議会」を設置しました。「刈谷市在宅医療・介護連携推進協議会」では、在宅医療・介護連携の現状と課題の抽出、連携強化に向けた方策の検討を行っています。
- ICTを活用した医療・介護の情報共有システムとして、2017（平成 29）年度から刈谷市医療・介護・福祉ネットワーク「えん joy ネット刈谷」の運用を開始しています。

##### 課題

- 多職種間において在宅医療・介護連携のための相互理解や情報共有の重要性が十分に浸透しておらず、積極的に情報発信をしていく必要があります。
- ICTを活用した情報共有システムの運用開始から間がなく、成果が少ない状況であるため、利用促進を図ることが課題となっています。

##### 重点的に取り組むこと

#### 1 在宅医療・介護連携のさらなる強化に向けた情報発信・啓発

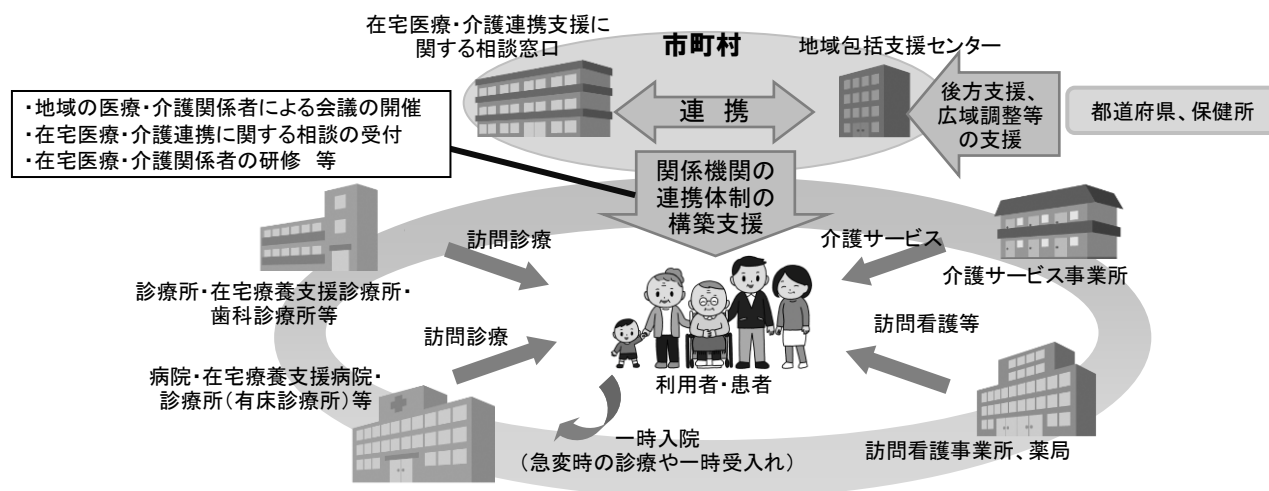
在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出等を「刈谷市在宅医療・介護連携推進協議会」で行うとともに、在宅医療・介護連携に関する情報の積極的な発信と市民に対する啓発を行います。

また、在宅医療・介護連携支援センターを設置し、地域の医療・介護関係者等からの在宅医療・介護連携に関する相談の受付、連携調整、情報提供等を行い、在宅医療・介護連携の取り組みを支援します。

#### 2 ICTを活用した情報共有システムの利用促進

2017（平成 29）年度から運用しているICTを活用した情報共有システムについて、その効果や重要性を共有し、医療・介護の提供側・利用者側双方の利用を促進します。

## ■在宅医療・介護連携推進事業のイメージ



## 取り組み一覧

取り組み		内容
1	地域の医療・介護の資源の把握	地域の医療機関、介護事業所等の住所・連絡先、機能等を把握し、これまでに把握している情報と合わせて、地域の医療・介護関係者と共有します。
2	在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	「刈谷市在宅医療・介護連携推進協議会」を開催し、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、対応策等の検討を行います。
3	切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と在宅介護が一体的に提供される体制の構築に向けた取り組みを企画・立案します。
4	医療・介護関係者の情報共有の支援	情報共有の手順等を含めた情報共有ツールを整備するなど、地域の医療・介護関係者間の情報共有を支援します。
5	在宅医療・介護連携に関する相談支援	地域の在宅医療・介護連携を支援する相談窓口の設置、運営を行い、医療・介護関係者等からの在宅医療・介護連携に関する事項の相談の受付を行います。 また、必要に応じて、入退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携の調整や患者・利用者又は家族の要望を踏まえた、地域の医療機関等・介護事業者相互の紹介を行います。
6	医療・介護関係者の研修	地域の医療・介護関係者の連携を実現するために、多職種でのグループワーク等の研修を行います。 また、必要に応じて、地域の医療関係者に介護に関する研修会の開催、介護関係者に医療に関する研修会の開催等の研修を行います。
7	地域住民への普及啓発	在宅医療や介護に関する講演会の開催、パンフレットの作成・配布等により、地域住民の在宅医療・介護連携の理解を促進します。
8	在宅医療・介護連携に関する関係市等の連携	複数の関係市町村が連携して、広域連携が必要な事項について協議します。

## (2) 認知症施策の推進

### これまでの取り組み

- 認知症サポーター養成講座を実施し、認知症サポーターの養成に取り組んでいます。2017（平成29）年3月末現在で認知症サポーター数は7,232人となっています。
- 2015（平成27）年3月に、認知症の進行段階に応じた適切な医療・介護サービスの提供の流れをまとめた認知症ケアパスを作成しました。
- 2015（平成27）年度から、各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置しています。認知症地域支援推進員は、各地区での活動に加え、市全域の認知症に関する活動に参画しています。

### 課題

- 認知症サポーターが増え、認知症に対する理解が進みつつある一方で、地域で認知症の人を見守っていけるような支援体制の充実が求められています。
- 認知症高齢者の増加に伴い、介護する家族への負担軽減の取り組みのさらなる充実が求められています。

### 重点的に取り組むこと

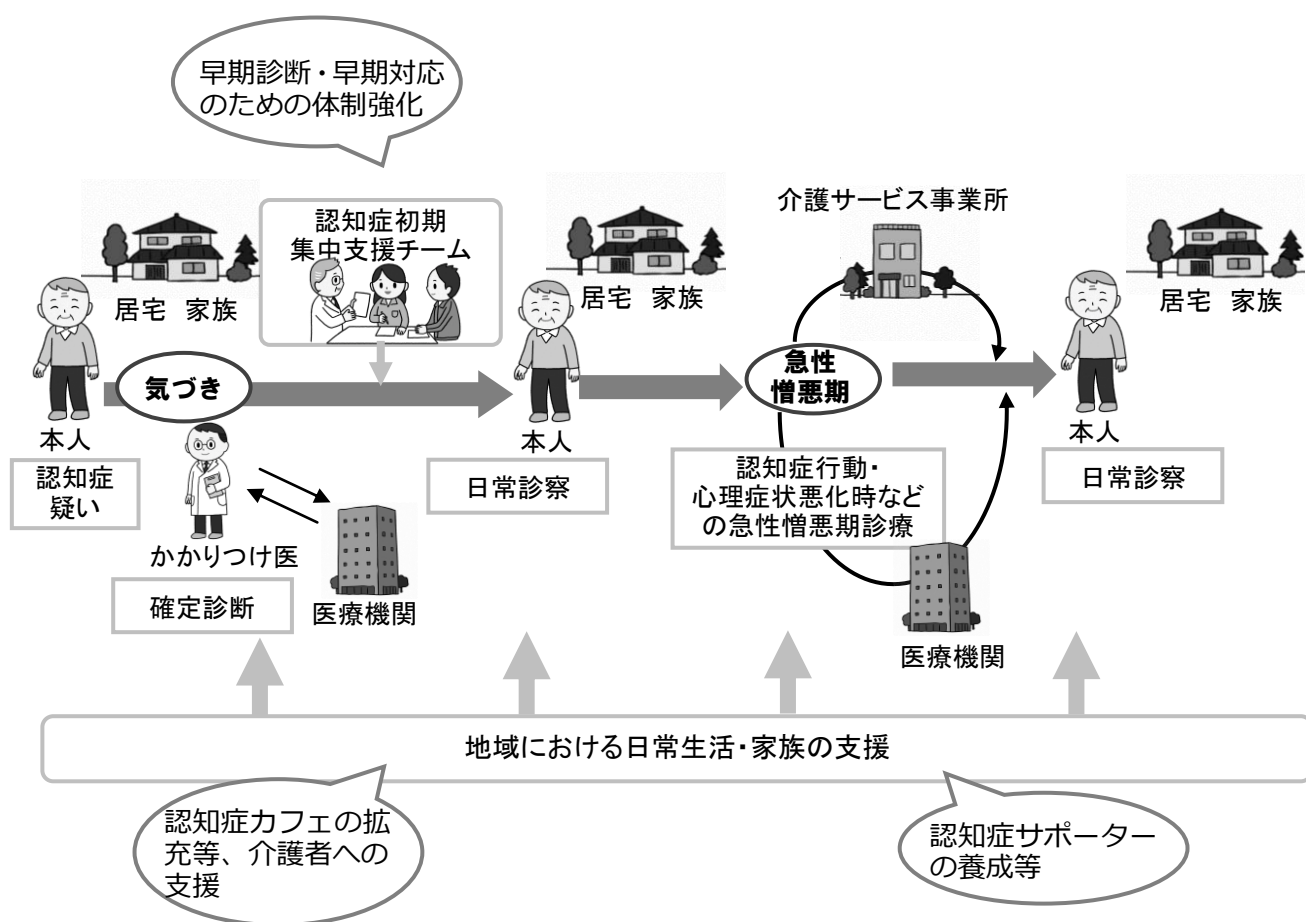
#### 1 認知症の人を支える体制づくり

2018（平成30）年度から設置する認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の活動を推進するとともに、認知症サポーターステップアップ講座の開催、徘徊高齢者捜索模擬訓練の実施等、認知症の人を社会全体で支える体制づくりを推進します。

#### 2 介護する家族に対する支援の充実

認知症カフェの拡充や認知症家族支援プログラム、認知症介護家族交流会の開催等、認知症の人を介護する家族の負担を軽減する取り組みを充実します。

■認知症施策の推進イメージ



取り組み一覧

取り組み		内容
1	認知症ケアパスの普及	認知症の人やその家族が、認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこでどのような医療や介護サービスを受ければよいか理解できるよう、認知症ケアパスの普及と活用を図ります。
2	認知症地域支援推進員の活動の推進	各地域包括支援センターに配置している「認知症地域支援推進員」について、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務を行うなど活動の推進を図ります。
3	認知症初期集中支援チームの設置・運営	複数の専門職が認知症の初期から家庭訪問等を行い、認知症の人のアセスメントや家族の支援等を行う「認知症初期集中支援チーム」を設置するとともに、活用の推進を図ります。

取り組み		内容
4	認知症サポーターの養成・活用	<p>認知症サポーターとは、認知症に対する正しい知識とその具体的な対応方法等を理解して、認知症高齢者やその家族を温かく見守る応援者として自分のできる範囲で活動する人のことです。各種地域活動団体や小中学校等と連携して養成講座を開催し、認知症サポーターの増加を図ります。</p> <p>また、認知症サポーター養成講座受講修了者を対象にステップアップ講座を開催します。</p>
5	行方不明高齢者等SOSネットワークの活用	<p>行方不明になった認知症の人を地域の支援を得て早期に発見できるよう、警察や市内の関係機関、近隣市町と情報連絡の体制を構築し、行方不明高齢者等の安全確保と家族等への支援を行います。</p>
6	徘徊高齢者捜索模擬訓練の実施	<p>認知症による徘徊高齢者の安全確保、事故防止等の観点から、地域での見守り体制の強化を目的とした捜索模擬訓練を実施します。</p>
7	認知症家族支援プログラムの推進	<p>認知症の人を介護している家族を対象に、専門職等からの実践に基づいた講義により知識を深めるとともに参加者同士の交流会により介護負担を軽減し、早期に認知症の人との安定した生活が営めるよう講座を開催します。</p>
8	認知症介護家族交流会の開催	<p>認知症の人を介護する家族等が互いに悩みを相談し、情報交換することで介護負担を軽減できるよう交流会を開催します。</p>
9	認知症個別相談の実施	<p>認知症の人を介護する家族の悩み・相談について、専門医が個別に対応する相談会を実施します。</p>
10	認知症カフェの開催	<p>認知症を介護している人が、情報交換や相談、交流ができる場として、認知症カフェの開催場所を増やします。</p>

### (3) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

#### これまでの取り組み

○2017（平成29）年度に、介護予防・日常生活支援総合事業を開始しました。

#### ■総合事業で利用できるサービス

分類	サービス	サービス種別	サービス内容
1 介護予防・生活支援サービス事業  【対象者】 ・要支援認定者 ・基本チェックリスト該当者	訪問型サービス	訪問介護相当サービス (従来の介護予防訪問介護相当)	訪問介護員による身体介護、清掃、洗濯等の生活援助
		訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	清掃、洗濯、調理、買い物等の生活援助
		訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	3～6か月の短期間の療法士や管理栄養士などによる相談、指導
	通所型サービス	通所介護相当サービス (従来の介護予防訪問介護相当)	生活機能の向上のための機能訓練、入浴、排泄、食事等の介助等
		通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	ミニデイサービス。運動、レクリエーション活動等
		通所型サービスB (住民主体による支援)	体操、運動の活動等、自主的な通いの場。サロン活動等
		通所型サービスC (短期集中予防サービス)	運動機能の向上を目的とした短期集中のトレーニング
	介護予防ケアマネジメント		アセスメントやケアプランの作成等
2 一般介護予防事業  【対象者】 ・65歳以上のすべての人	介護予防普及啓発事業		介護予防プログラムの体験など、介護予防への取り組みを支援するサービス 男性のための栄養教室、高齢者簡単クッキング、げんき度測定、エンジョイ教室、カミカミ体操
	地域介護予防活動支援事業		住民主体の介護予防活動の育成や支援
	地域リハビリテーション活動支援事業		リハビリテーション専門職を地域の集まりの場へ派遣
	介護予防ポイント事業		施設等におけるレクリエーションの手伝いなどのサポーター活動に対し、ポイントを付与

- 刈谷市地域福祉計画では「サロンづくりの推進と生活支援サービス等の構築」を重点的な取り組みのひとつに掲げ、既存サロン活動の拡充や新たなサロンの立ち上げを進めています。
- 2013（平成 25）年度から、要介護認定を受けていない高齢者が「はつらつサポーター」として施設等でレクリエーションの手伝いなど補助的な活動を行うことに対し、ポイントを付与する「介護予防ポイント事業」を実施しています。2017（平成 29）年 6 月時点でサポーター登録者数は 160 人となっています。
- 2016（平成 28）年度から生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」を各地域包括支援センターに配置しています。また、同年度から、生活支援コーディネーターと N P O 法人、協同組合、民間企業等が参画する「生活支援・介護予防体制整備推進協議会」を設置し、地域課題への対応策を検討しています。

#### 課 題

- 介護予防・日常生活支援総合事業は、地域住民も含めた多様な主体が参画することで、地域独自のサービス提供体制を確保していくことを目標としていますが、現時点で住民主体のサービスの担い手の裾野が広がっていません。
- 高齢者のみの世帯への見守り、声かけ、全身の健康につながる口腔ケアの充実等、多岐にわたる介護予防・生活支援のニーズに対応する必要があります。

## 重点的に取り組むこと

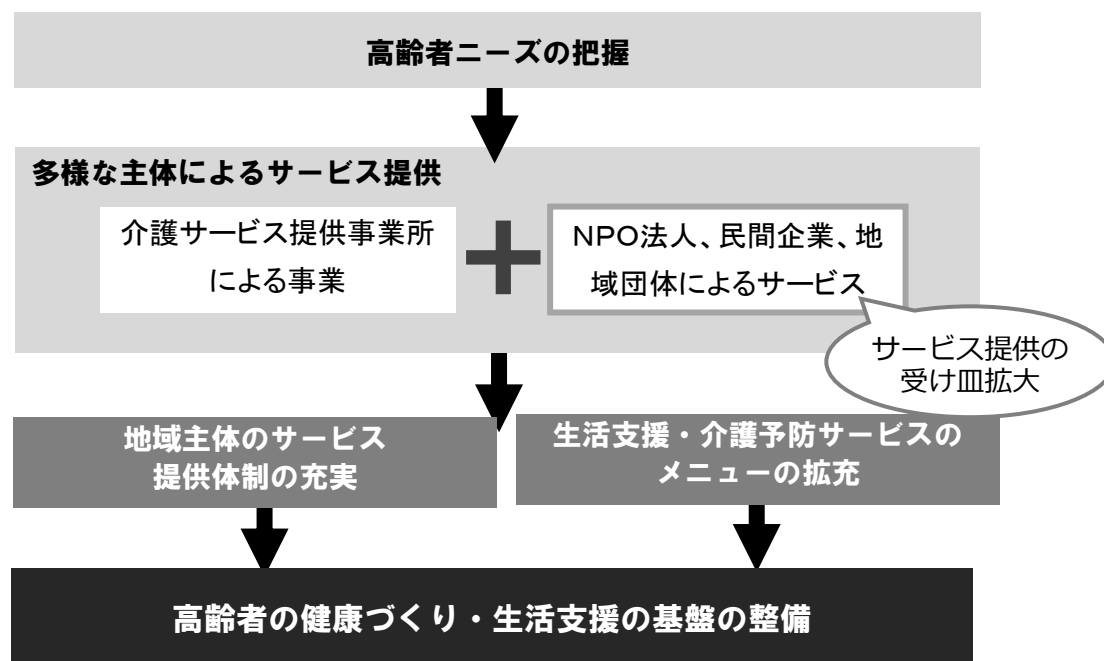
### 1 介護予防・日常生活支援総合事業の拡充

介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスと通所型サービスについて、既存の介護サービス提供事業所に加えて、N P O 法人、民間企業、地域団体等多様な主体に参入を呼びかけ、地域主体のサービス提供体制の構築につなげます。

### 2 介護予防施策の充実

介護予防に関する普及啓発、介護予防ポイント事業の対象となる活動の拡大や口腔機能向上に係る活動の推進等、介護予防施策を充実することで、高齢者が要介護状態となることの予防や要介護状態の軽減・悪化の防止を図ります。

■生活支援・介護予防サービスの拡充イメージ



取り組み一覧

取り組み		内容
1	介護予防・生活支援サービス事業	要支援認定者と基本チェックリスト該当者を対象に、訪問型サービス、通所型サービス等の介護予防・生活支援サービス事業を実施します。
2	一般介護予防事業	65歳以上のすべての人を対象に、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、地域リハビリテーション活動支援事業等の一般介護予防事業を実施します。
3	サロン活動の充実	身近な地域で実施されている住民主体の高齢者サロンの活動を支援することで、地域における介護予防の取り組みを促進します。 また、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等、閉じこもりリスクのある人を中心にサロンの参加について呼びかけを行います。
4	ボランティアの育成	高齢者や今後高齢者となる人へ、生きがいづくりや地域づくりに寄与するボランティア活動への参加を促進します。 また、介護予防・日常生活支援総合事業の生活支援サービスの担い手として、高齢者自身がボランティアなどで活躍できるように、育成を進めます。
5	介護予防ポイント事業の実施	高齢者が自らの介護予防や健康づくりを行いながらボランティア活動ができる仕組みである介護予防ポイント事業を実施します。事業の対象となる活動の拡大を図ることで、高齢者の活躍の場を広げます。
6	生活支援サービスの基盤整備	生活支援・介護予防体制整備推進協議会や生活支援コーディネーターを中心に、地域が抱える課題やニーズを把握するとともに、その課題やニーズに対する支援の担い手の発掘・養成を図り、必要とされるサービスの創出を行います。



## (4) 地域包括支援センターの機能充実

### これまでの取り組み

○地域包括支援センターは市内4か所に設置しており、地域の高齢者の状況把握、介護予防の推進、高齢者やその家族への総合的な相談や、権利擁護のための取り組みを行っています。

#### ■日常生活圏域及び地域包括支援センター

日常生活圏域名	中学校区	小学校区	地域包括支援センター
北部圏域	富士松 雁が音	かりがね・平成 富士松南・富士松北 富士松東	刈谷富士松地域包括支援センター
中部圏域	刈谷南 刈谷東	亀城・衣浦	刈谷中央地域包括支援センター
		小高原・日高 住吉	刈谷中部地域包括支援センター
南部圏域	依佐美 朝日	小垣江・小垣江東 双葉・東刈谷 朝日	刈谷依佐美地域包括支援センター

○各地域包括支援センターに生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員を配置しており、地域の高齢者支援の中核を担っています。

○日常生活圏域を細分化して地域ケア会議を実施し、個別課題や地域課題を関係者で共有するとともに、高齢者の自立支援等について検討を行っています。

#### 課題

- 地域包括支援センターの担う業務が多くなっており、きめ細やかな対応を行うための人員配置等について検討する必要があります。
- 地域包括ケアシステムを深化・推進するに当たり、地域ケア会議の役割や重要性が高まっています。

## 重点的に取り組むこと

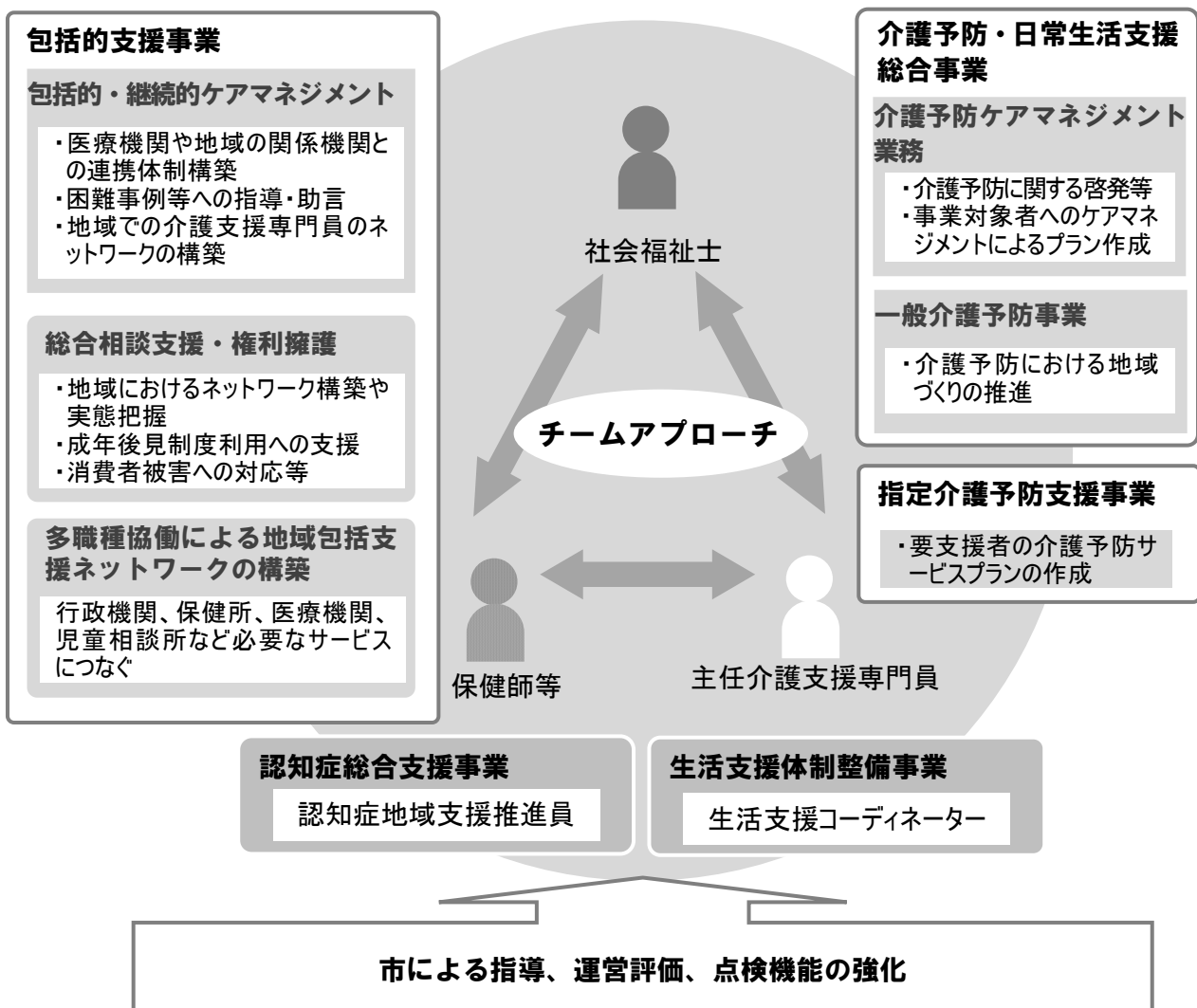
### 1 地域包括支援センターの増設

高齢者人口の伸びなどを総合的に勘案し、地域包括支援センターの増設を検討します。  
また、各地区における高齢者数等を勘案し、適切な人数の職員を確保できるよう努めます。

### 2 地域ケア会議の推進

「個別課題の解決」、「地域支援ネットワークの構築」、「地域課題の発見」、「地域づくり、資源開発」、「政策形成」の5つの機能を有する地域ケア会議を推進することで、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を図ります。

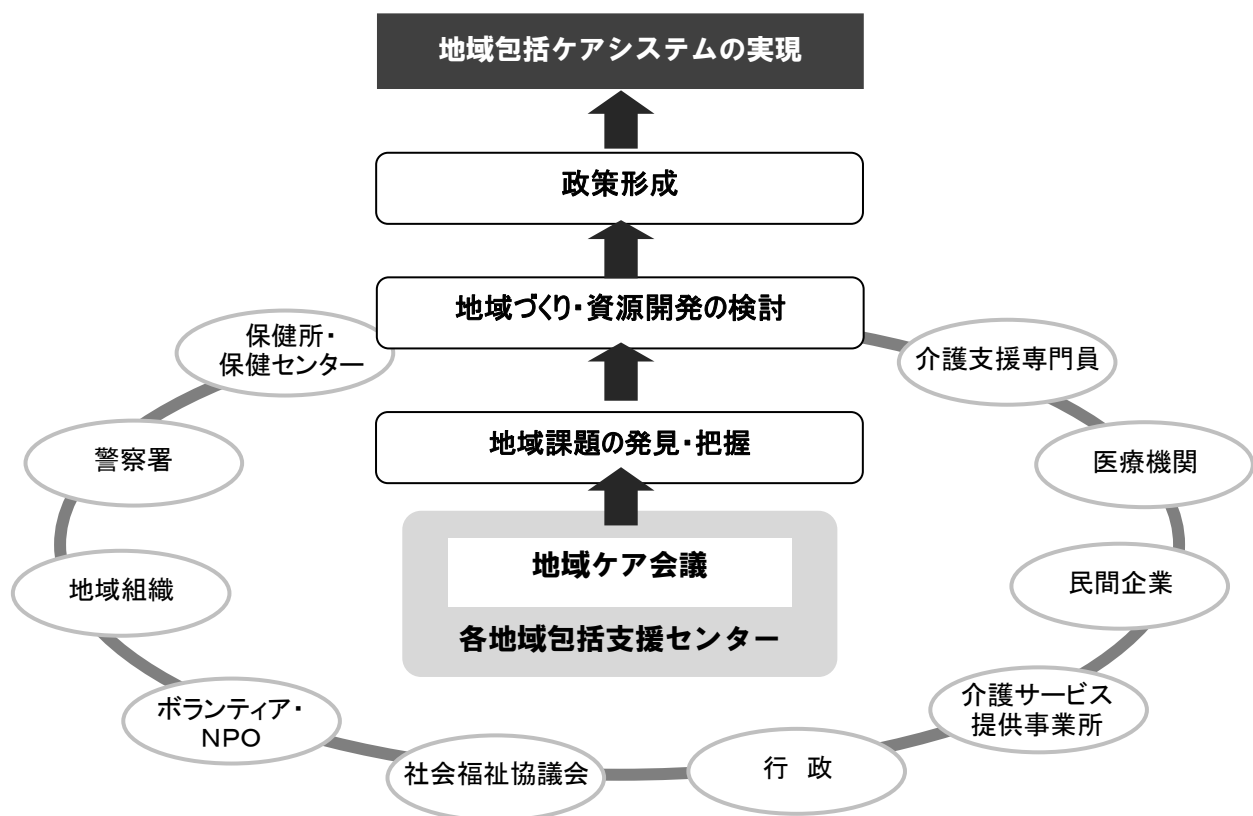
#### ■地域包括支援センターのイメージ



## 取り組み一覧

取り組み		内容
1	地域包括支援センターの運営	市内4か所に設置している地域包括支援センターで、地域の高齢者の状況把握、介護予防の推進、高齢者やその家族への総合的な相談や、権利擁護のための取り組みを行います。また、必要に応じ増設を検討します。
2	地域ケア会議の開催	医療、介護の専門家や地域団体など多職種の関係者が協働して、個別課題や地域課題を共有するとともに、高齢者の自立支援等について検討、推進する地域ケア会議を開催します。
3	自己評価と市による評価の実施	地域包括支援センターは、実施する事業の自己評価を行い、質の向上を図ります。また、市も地域包括支援センターにおける事業の実施状況について評価を行います。

### ■地域包括支援センター、地域ケア会議の役割イメージ



## 第5章

# 施策の展開

## 基本目標 1 安定的な介護保険制度の運営

### 施策 1 ケアマネジメントの推進

#### 現状と課題

- 高齢化に伴い、要支援・要介護認定者が増加していることから、居宅介護支援・介護予防支援の利用件数も増加しています。
- 居宅介護支援事業所の指定権限が県から市町村に移譲されるので、引き続き、適切なケアマネジメントが行われるよう助言・指導する必要があります。

#### 今後の方向性

要支援・要介護者一人ひとりに合わせたケアマネジメントを推進し、必要なサービスが提供されるよう、サービス提供事業所との連携のもとで計画的なサービスの提供を行います。

#### 具体的な取り組み

##### ①居宅介護支援・介護予防支援

###### 事業内容

居宅介護支援は、要介護認定を受けた人が適切に介護サービスを利用できるよう、介護支援専門員が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿ってケアプランを作成し、様々な介護サービスの連絡・調整等を行います。

また、介護予防支援は、要支援認定を受けた人に対し、介護予防プランの作成や、サービス事業所との連絡・調整等を行います。介護予防プランは、地域包括支援センターが作成します。

- 今後も認定者が増加することが見込まれるため、事業者に対し適切なケアマネジメントの提供を促し、利用者の自立を支えます。
- 地域包括支援センターにおいて総合事業によるサービスが適切に提供できるよう、利用に係るケアマネジメントを介護予防と自立支援の視点を踏まえて行います。

## 施策2 居宅サービスの充実

### 現状と課題

- 居宅サービスは、高齢者の在宅生活の継続に欠かせないサービスであり、要介護認定者に占める後期高齢者の割合が増し、重度の要介護認定者も増加している中で、医療系サービスの充実が求められています。
- アンケート結果では、拡充の必要があるサービスとして、要支援・要介護認定者では「通所系サービス」が多く、介護支援専門員では「訪問介護」、「訪問リハビリテーション」が多くあげられており、居宅サービスの需要が高いことが伺えます。
- 居宅サービスの利用状況の中で高い割合を占めている通所介護、訪問介護のうち、介護予防分は、2017（平成29）年度から地域支援事業へ移行されており、その分の利用者が減少しています。

### 今後の方向性

在宅生活を支えるための重要な要素として、サービス事業者の参入を進めるとともに、適正なサービス提供を促進します。

### 具体的な取り組み

#### ①訪問介護

##### 事業内容

日常生活に支障のある要介護認定者を対象に、介護福祉士や訪問介護員（ホームヘルパー）が自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や、調理、洗濯、掃除などの生活援助を行います。

介護予防訪問介護は、2017（平成29）年度から地域支援事業へ移行しています。

- 今後も利用者の増加が見込まれるため、提供体制の確保と質の向上を促進します。

#### ②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

##### 事業内容

居宅の浴槽で入浴が困難な人を対象に、利用者の自宅を訪問し、簡易浴槽を使用した入浴介助を行い、心身機能の維持などを図ります。

- 比較的重度の要介護認定者の利用が多くなっているため、今後も継続してサービスの確保に努めます。

### ③訪問看護・介護予防訪問看護

#### 事業内容

医師の指示に基づき、看護師等が利用者の居宅を訪問し、健康チェック、療養上の世話または必要な診療の補助を行います。

○居宅での介護や医療の需要が高まり、利用件数の増加が見込まれるため、サービスの提供体制の確保と質の向上を促進します。

### ④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

#### 事業内容

医師の指示に基づき、理学療法士や作業療法士等が利用者の居宅を訪問し、利用者の心身機能の維持回復及び日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行います。

○医療機関等からの退院、退所後の認定者の在宅生活への対応として、利用者のニーズの把握に努め、スムーズな利用につなげます。

### ⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

#### 事業内容

居宅で療養していて、通院が困難な利用者へ医師、歯科医師、薬剤師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導、助言等を行います。

○居宅での介護や医療の需要が高まり、利用件数の増加が見込まれるため、サービスの提供体制の確保と質の向上を促進します。

### ⑥通所介護

#### 事業内容

食事、入浴、その他必要な日常生活上の世話や機能訓練等を日帰りで提供し、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族の負担軽減を図ります。

介護予防通所介護は、2017（平成 29）年度から地域支援事業へ移行しています。

○居宅サービスの中でも中核をなすサービスであり、今後も利用者の増加が見込まれるため、サービスの提供体制の確保と質の向上を促進します。

## ⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

### 事業内容

介護老人保健施設や診療所、病院等の医療機関で、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行い、心身機能の維持回復を図ります。

- 在宅生活へのスムーズな移行と自立支援を促すために重要なサービスであるため、サービスの効果等を広く周知し、利用を促進します。

## ⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

### 事業内容

介護老人福祉施設等に短期間入所している利用者に対して、食事、入浴、その他日常生活上の世話や機能訓練等を行い、利用者の心身機能の維持と介護する家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

- 利用者のニーズ把握に努め、スムーズな利用につなげます。

## ⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

### 事業内容

介護老人保健施設、介護療養型医療施設などへ短期間入所している利用者に対して、医師や看護職員、理学療法士等による介護、機能訓練などを行い、利用者の心身機能の維持と介護する家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

- 医学的管理下で短期入所を必要とする利用者のニーズの把握に努め、スムーズな利用につなげます。

## ⑩特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

### 事業内容

介護保険の指定を受けた有料老人ホームや養護老人ホーム、軽費老人ホームなどに入居している利用者に対し、入浴、排せつ、食事などの介護、生活などに関する相談、助言、機能訓練、療養上の支援を行います。

- サービスの提供体制の確保と質の向上を促進します。

## ⑪福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

### 事業内容

心身の機能が低下し、日常生活に支障がある人を対象に、日常生活上の便宜や機能訓練に役立つ福祉用具（車いす、特殊寝台、歩行器など）を貸与します。

- 在宅生活を支えるうえで重要なサービスであり、今後も利用者の増加が見込まれるため、サービスの提供体制の確保と質の向上を促進します。
- 自立支援を損ねないように、適正な利用の促進を図ります。

## ⑫特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

### 事業内容

福祉用具のうち、入浴や排せつ関連の用具（腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具など）を販売します。

- 在宅生活を支えるうえで重要なサービスであり、今後も利用者の増加が見込まれるため、サービスの提供体制の確保と質の向上を促進します。
- 自立支援を損ねないように、適正な利用の促進を図ります。

## ⑬住宅改修・介護予防住宅改修

### 事業内容

在宅生活をしている人が住み慣れた自宅で生活を続けられるよう、手すりの取り付け、段差の解消などの小規模な住宅改修を行います。

- 在宅生活を支えるうえで重要なサービスであり、今後も利用者の増加が見込まれるため、サービスの提供体制の確保と質の向上を促進します。
- 自立支援を損ねないように、適正な利用の促進を図ります。



## 施策3 地域密着型サービスの推進

### 現状と課題

- 地域密着型サービスは介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らしていけるよう、各市町村が主体となり、身近な地域において提供するサービスです。
- 第6期計画に基づき、市内では小規模多機能型居宅介護が1か所、認知症対応型共同生活介護が1か所整備されました。また、2016（平成28）年度から居宅サービスの通所介護のうち、小規模な通所介護事業所が地域密着型サービスに移行しています。
- アンケート結果では、拡充の必要があるサービスとして、介護支援専門員では「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」が多くあげられていますが、現在市内に提供事業所はありません。

### 今後の方向性

地域包括ケアシステムの構築のために重要なサービスとして、利用者ニーズの把握に努めつつ、提供体制の確保とサービスの質の向上を促進します。

また、市内に提供事業所がないサービスについては、引き続きニーズの把握に努めつつ、事業者の参入促進を図ります。

### 具体的な取り組み

#### ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

##### 事業内容

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行います。1つの事業所で訪問介護と訪問看護を一体的に提供する「一体型」と、訪問介護を行う事業者が地域の訪問看護事業所と連携をしてサービスを提供する「連携型」があります。

- 在宅生活を支えるうえで重要なサービスであり、ニーズも高いため、事業所の意向を確認しつつ、参入促進に努めます。

## ②夜間対応型訪問介護

### 事業内容

夜間に、定期的な巡回による訪問介護サービス、利用者の求めに応じた随時の訪問介護サービス、利用者の通報に応じて調整・対応するオペレーションサービスを行います。

- 介護支援専門員を通じたニーズ把握に努め、その必要性を検討するとともに、必要に応じて事業所の意向を確認します。

## ③地域密着型通所介護

### 事業内容

日中、利用定員 18 人以下の小規模の老人デイサービスセンター等において、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供し、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図ります。

- 今後も利用者の増加が見込まれるため、サービスの提供体制の確保と質の向上を促進します。

## ④認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

### 事業内容

デイサービスセンターなどにおいて、認知症の高齢者を対象に、通いで入浴、排せつ、食事等の介護や生活等に関する相談、健康状態の確認、機能訓練等を行います。

- 今後、認知症の高齢者の増加に伴い、利用者が増加することが見込まれるため、サービスの提供体制の確保と質の向上を促進します。

## ⑤小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

### 事業内容

通いのサービスを中心に、利用者の希望等に応じて、訪問や宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の世話、機能訓練を行います。

- 在宅生活を支えるうえで重要なサービスであるため、サービスの提供体制の確保と質の向上を促進します。

## ⑥ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

### 事業内容

認知症の高齢者が、少人数での共同生活を行います。入居している利用者に対して、入浴、排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練などのサービス提供を行います。

- 今後、認知症の高齢者の増加に伴い、利用者が増加することが見込まれるため、サービスの提供体制の確保と質の向上を促進します。

## ⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護

### 事業内容

介護保険の指定を受けた入居定員が 29 人以下の有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等で入居している利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話を行います。

- サービスの質の向上と利用ニーズの把握に努めます。

## ⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

### 事業内容

定員が 29 人以下の介護老人福祉施設への入所者に対して、入浴・排せつ・食事などの介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行います。

- 既存の特別養護老人ホームとの地域バランスを考慮し、サービス提供体制を充実します。

## ⑨ 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

### 事業内容

複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて、1つの事業所が一体的にサービスを提供します。現在は、小規模多機能型居宅介護と訪問看護の組み合わせが提供可能サービスとして定められています。

- 介護支援専門員を通じたニーズ把握に努め、その必要性を検討するとともに、必要に応じて事業所の意向を確認します。

## 施策 4 施設サービスの推進

### 現状と課題

- 定員 120 人の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）について、2018（平成 30）年度の開所に向け、整備を進めています。
- 介護保険サービスの年度実績と計画の評価をみると、施設サービスはいずれのサービスも 100%前後の対計画比となっています。介護老人福祉施設の待機者は 2017（平成 29）年 8 月現在で 47 人となっており、施設サービスに高い需要があることがわかります。
- 今後慢性期の医療・介護ニーズの増加が見込まれることから、介護保険法の改正により、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設である「介護医療院」が創設されることとなりました。本市においても、介護療養型医療施設からの転換を促し、医療・介護ニーズへの対応を行っていくことが必要となっています。

### 今後の方向性

利用者や家族のニーズ等を踏まえながら入所を支援します。また、将来的な施設需要の高まりを見据え、長期的視点で必要床数の整備を検討します。

### 具体的な取り組み

#### ①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

##### 事業内容

ねたきりや認知症等で、常に介護が必要で自宅での生活が難しい人のための施設です。入所により、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、健康管理、療養上の世話等を行います。

- 今後も利用者の増加が見込まれるため、サービスの提供体制の確保と質の向上を促進します。

#### ②介護老人保健施設

##### 事業内容

入所者に対してリハビリテーションなどの医療サービスを提供し、家庭への復帰を目指す施設です。

- 真に施設入所を必要とする人に適正にサービスが提供されるよう努めます。

### ③介護療養型医療施設

#### 事業内容

急性疾患の回復期にある人や慢性疾患を有する方のために、介護職員が手厚く配置された医療機関（施設）です。

- 入所者のニーズを把握した上で、スムーズに在宅生活または介護医療院等へ移行できるよう支援に努めます。

### ④介護医療院

#### 事業内容

「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設です。

要介護者に対し、長期療養のための医療と、日常生活上の世話（介護）を一体的に提供します。

- 医療機関や介護施設からの転換を促し、提供体制の確保に努めます。

## 施策5 介護サービスの円滑な推進

### 現状と課題

- 本市では、介護サービス利用の増加に伴い給付費が毎年増加しています。給付費の増加は、保険料の上昇を招くことから、適正なサービスを確保しながら給付費を抑制することで介護保険制度への信頼を高め、持続可能な制度としていく必要があります。
- サービス提供事業者が増加し、また、介護サービスが多様化していることから、サービス利用者が適切なケアプランのもと、質の高いサービスの提供を受けることができるよう、介護支援専門員やサービス提供事業者の質の向上が必要です。
- 全国的に高齢化が進む中で、障害のある人の高齢化も進行しています。現行の制度では介護保険制度の優先が原則とされており、障害のある人が65歳以上となった際に、使い慣れた障害福祉サービス事業所を利用できなくなるケースがあります。現行の介護保険制度上は、障害福祉サービス事業所としての指定を受けているだけでは、介護保険サービスを提供できる仕組みとはなっていないため、介護保険または障害福祉のいずれかの指定を受けた事業所がもう一方の制度における指定を受けやすくする新たなサービスである「共生型サービス」の利用の円滑化を図る必要があります。

### 今後の方向性

介護給付の適正化や質の高いサービス提供に向けた指導や支援を行い、安定的かつ円滑な制度運営を行います。また、介護保険制度、障害福祉制度といった縦割りによるサービス利用の支障が生じないように、共生型サービスの利用の円滑化を図ります。

### 具体的な取り組み

#### ①共生型サービス

##### 事業内容

ホームヘルプサービス、デイサービス、短期入所など、介護保険、障害福祉双方に共通するサービスについて、高齢者や障害のある人が共に利用できるサービスです。

- 地域の高齢者や障害のある人のニーズを踏まえ、事業所の参入を促進します。
- 共生型サービスの実施にあたっては、従来、障害のある人が受けていたサービスの量・質を確保できるよう努めます。

## ②介護給付適正化事業

介護給付適正化事業として、以下の取り組みを実施します。

取り組み	内容
要介護認定の適正化	適切かつ公平な要介護認定に資するよう、原則、市職員が認定調査を行うとともに、すべての調査結果の内容を市職員が点検します。
ケアプランの点検	居宅介護支援事業所にケアプランの提出を求め、利用者の自立支援に資するよう適切に作成されているかなどを点検し、介護支援専門員への指導や助言を行います。
住宅改修等の点検	利用者の自宅を必要に応じて訪問し、適切な住宅改修であるか、福祉用具の利用であるかなどを現地確認します。
縦覧点検・医療情報との突合	国民健康保険団体連合会から提供されるデータを活用し、サービス事業者からの介護給付費の請求内容の点検を行います。
介護給付費の通知	利用者に対して定期的にサービス利用状況を通知し、不正な請求の発見に努めるとともに、適切なサービスの利用を普及・啓発します。
実地指導の実施	適切な介護サービスの確保を図るため、給付適正化を目的とした実地指導を行います。

## ③介護支援専門員の資質向上

介護給付適正化事業のケアプランの点検結果を分析し、市内の介護支援専門員の資質向上のための研修を開催します。また、介護支援専門員からの相談に応じるため、ケアプラン相談会を開催します。

## ④サービス事業者振興事業

サービス事業者に対し、研修や情報提供を行い、事業者の介護技術等の向上を支援します。

## ⑤介護相談員派遣事業

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及びグループホームなどに介護相談員を派遣し、サービス利用者の疑問や不満、不安を解消するとともに、派遣を受けた事業所でのサービスの質の向上を図ります。

## 基本目標3 安心な生活環境の整備

### 施策1 在宅福祉サービスの充実

#### 現状と課題

- 高齢化が進み、高齢者のみの世帯が増加している中で、要介護認定を受けていない高齢者の中でも、日常生活上で軽度の支援が必要な人が増えています。
- 高齢者が質の高い生活を送ることができるよう、ひとり暮らしやねたきり、認知症等で、日常生活を営む上で何らかの支援が必要とされる高齢者を対象に、各種の在宅福祉サービスを実施しています。在宅福祉サービスの中でも特に「緊急通報システム」、「在宅ねたきり・認知症高齢者見舞金」、「在宅ねたきり・認知症高齢者おむつ費用助成」は利用者が多く、また増加傾向であり、需要が高いサービスとなっています。
- 高齢者本人やその家族の心身の負担を軽減できるよう、適切なサービス供給に努めるとともに、大規模災害の発生の可能性も踏まえ、安心・安全な在宅生活の継続に向けたさらなるサービスの充実が必要です。

#### 今後の方向性

高齢者が地域で自立した在宅生活を送ることができるよう、在宅福祉サービスの充実を図るとともに、必要な人に適切なサービスが提供できるよう努めます。

また、今後さらに増加すると考えられるねたきり・認知症高齢者やその家族に対する支援の充実を図ります。

#### 具体的な取り組み

##### ①緊急通報システム

ひとり暮らし高齢者の安全確保と不安解消のため、急病・事故等の緊急時にボタンひとつで連絡がとれる緊急通報システム機器を自宅に設置します。

##### ②福祉電話（声の訪問）

ひとり暮らし高齢者の安否確認のため、電話による定期的な声の訪問を行います。また、電話機のないひとり暮らし高齢者の自宅に電話機を設置します。

##### ③救急医療情報キット

ひとり暮らし高齢者等を対象に、緊急時や災害等に備えて、医療情報や連絡先等の情報を保管するキットを配付します。



#### ④日常生活用具の給付

ひとり暮らし高齢者等が安全に安心して生活できるよう、自宅に火災警報器等の日常生活用具を給付します。

#### ⑤家具転倒防止器具取付

高齢者のみの世帯等を対象に、家具転倒防止器具の取付けを代行し、災害時の家具転倒事故を防止します。

#### ⑥友愛訪問

地区の老人クラブ会員等がひとり暮らし高齢者の自宅を定期的に訪問し、話し相手になるとともに安否確認を行います。

#### ⑦配食サービス（一般食、調整食）

見守りが必要で食事の仕度が困難な高齢者世帯を対象に、定期的に自宅に食事を届けるとともに安否確認を行います。

#### ⑧在宅ねたきり・認知症高齢者見舞金

在宅のねたきり又は認知症高齢者を対象に、見舞金を支給します。

#### ⑨在宅ねたきり・認知症高齢者おむつ費用助成

在宅ねたきり・認知症高齢者見舞金受給者で常時おむつを必要とする人を対象に、おむつ費用助成利用券を交付します。

#### ⑩布団乾燥等（寝具クリーニング、寝具貸与、布団乾燥）

ねたきり又は認知症高齢者を対象に、寝具クリーニング、寝具貸与を実施します。また、高齢者のみの世帯で布団の衛生管理が困難な人を対象に、布団乾燥を実施します。

#### ⑪高齢者タクシー料金助成（高齢者タクシー、介護タクシー）

移動に関して電車やバスなどを利用することが困難な高齢者の外出を支援するため、高齢者タクシー料金助成利用券を交付します。また、通常の自家用車を利用することが困難な高齢者の通院等を支援するため、車いす昇降機やストレッチャーを装備した車両を利用する場合の介護タクシー料金助成利用券を交付します。

## ⑫徘徊高齢者探知端末機器貸与

認知症により徘徊症状のある高齢者の家族に対し、高齢者が徘徊した場合に介護者等が位置を検索できる端末機器を貸与します。

## ⑬家族介護慰労金

在宅の重度要介護者を介護保険サービスを利用せずに介護している家族に慰労金を支給します。

## ⑭ショートステイ

要支援・要介護認定を受けていない高齢者が家族の疾病、事故、出産、出張等により一時的に居宅での生活が困難になった場合等に、養護老人ホームで支援します。

## ⑮出張理美容費助成

在宅のねたきりの高齢者で理美容院へ出向くことのできない人を対象に、出張理美容サービスの助成券を配付します。

## ⑯車椅子・車椅子移送車の貸出

病気や事故等で一時的に歩行不能等身体が不自由になった人に、車椅子を貸し出します。また、車椅子使用者の日常生活の利便を図るため、車椅子移送車を貸し出します。

## ⑰ごみなどの戸別収集・粗大ごみの搬出補助

家庭から出るごみや資源を集積場所まで運ぶことが困難な世帯を対象に、玄関前までごみなどの収集に出向くとともに安否確認を行います。また、戸別有料収集の際に、家庭から出る粗大ごみを屋外まで持ち出すことが困難な世帯を対象に、搬出を代行します。

## ⑱高齢者住宅用消火設備設置費助成

在宅で生活するねたきりまたは認知症を有する高齢者を対象に、住宅用消火設備を設置した場合の費用を助成します。

## ⑲防災ベッド設置費補助

災害による家屋の倒壊等から身を守る防災ベッドについて、設置費用を補助します。

## ⑳耐震シェルター設置費補助

地震による被害を軽減するため、一定の基準を満たした木造住宅に設置する耐震シェルターについて、設置費用を補助します。

## 施策2 生活環境の改善の支援

### 現状と課題

- 住まいは、高齢者が希望に沿った生活を送るために重要となるものであり、介護や医療が提供されるうえで前提となるものです。
- アンケート結果では、一般高齢者、要支援・要介護認定者ともに、今後の生活の場として「在宅希望」が大半を占めています。在宅生活を支えるサービスの充実とあわせて、自宅で住み続けられるよう、住環境の改善を図る支援の充実が必要となっています。

### 今後の方向性

高齢者が自立した生活を維持するために必要な住環境の改善に要する費用を助成し、住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりを推進します。

### 具体的な取り組み

#### ①住宅改善費補助

要支援・要介護認定者が自宅の住宅改修を行う場合に、介護保険の給付対象を超えた改修費用の一部を補助します。

#### ②高齢者住宅バリアフリー化工事費補助

市民税が非課税の高齢者のみの世帯で、要支援・要介護認定を受けていない高齢者を対象に、自宅のバリアフリー化工事にかかった費用の一部を補助します。

#### ③介護支援ベッド貸与利用料補助

要支援1・2、要介護1の認定を受け、寝具からの立ち上がりが困難な人が介護支援ベッドを借りた場合に、利用料の一部を補助します。

## 施策3 高齢者に配慮した住まいの充実

### 現状と課題

○高齢者の住まいは、自宅や介護保険の施設サービス以外にも、様々なものがあります。家庭環境や経済状況、支援の必要性等、高齢者一人ひとりの状況やニーズは多様であるため、幅広い選択肢が必要です。

### 今後の方向性

多様な住まいの情報を提供し、高齢者が自分に合った住まいを選ぶことができるよう支援します。

### 具体的な取り組み

#### ①有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅

有料老人ホームは、高齢者に介護の提供、食事の提供、洗濯・掃除等の家事、健康管理のいずれかのサービスの提供を行う入所施設です。また、サービス付き高齢者向け住宅は、高齢者が安心して住むことができるよう安否確認サービスと生活相談サービスが付いた住宅です。

高齢者が有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の情報を取得し、利用することができるよう、情報提供を行います。

#### ②ケアハウス

60歳以上で身体機能の低下が認められ、又は高齢等のため独立した生活に不安が認められる人で、家族の援助を受けることが困難な人が低額な料金で利用できる施設です。利用が必要な高齢者への情報提供を行います。

#### ③市営住宅のバリアフリー化

今後、ますます高齢化が進行すると見込まれるため、市民のニーズを踏まえながら市営住宅のバリアフリー化を推進します。

#### ④シルバーハウジング

手すりの設置やバリアフリーなど高齢者の生活に配慮した構造・設備を有し、生活援助員を派遣して生活指導・相談、安否確認、緊急時の対応等のサービスを提供する施設です。市営住宅の建て替えに併せて整備を進めます。

## ⑤生活支援ハウス

高齢などのため居宅で生活することに不安のある人に一時的に住居の提供を行い、高齢者が安心して生活できるよう支援する施設です。施設では、生活を見守る相談員が様々な相談に応じるとともに、緊急時の対応にあたります。

## ⑥養護老人ホーム

概ね65歳以上で、環境上及び経済的理由により居宅で生活することが困難で、入院治療の必要がない方が入所する施設です。入所者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導や訓練その他の援助を行います。

# 施策4 高齢者にやさしいまちづくり

## 現状と課題

- 高齢者がいきいきと活躍できる社会を実現するためには、施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入、移動支援の充実など、様々な面から外出しやすい環境を整備していく必要があります。
- 本市では、2006（平成18）年に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、高齢者や障害者等の自立した日常生活や社会生活を確保するため、公共的な空間におけるバリアフリー化の推進や、心のバリアフリーを推進しています。

## 今後の方向性

建築物、公共交通機関、道路等のバリアフリー化により高齢者が安全に暮らせる環境づくりを推進します。

また、道路、施設等の新たな整備の際は、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れます。

## 具体的な取り組み

### ①公共施設のバリアフリー化

誰もが安全で快適に利用できるようユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、公共施設等の整備を推進します。

## ②民間施設のバリアフリー化

多数の市民が利用する医療施設、金融機関、物販店等の既存の施設が、廊下、階段、便所等の段差解消、手すりの設置、床のノンステップ化、通路の開口部の拡張等、バリアフリー改修を行う場合に工事費の一部を補助します。

## ③公共交通機関等のバリアフリー化

高齢者や障害のある人等をはじめとする市民の移動の利便性や安全性を向上するため、「交通バリアフリー基本構想」に基づき、周辺道路、駅前広場のバリアフリー化を一体的に推進します。

## ④刈谷市公共施設連絡バス

車を運転しない高齢者、障害のある人等の社会参加を促進する観点から、刈谷市公共施設連絡バスの運行経路や本数等の改善に努めます。

## 基本目標 4 生きがいのある生活づくり

### 施策 1 健康づくりの推進

#### 現状と課題

- 高齢期の健康づくりでは、特定健康診査やがん検診等を通じて、生活習慣病の予防や疾病の早期発見・早期治療を進めています。特に、高齢期も含めた健康づくりは、「第2次健康日本21かりや計画」に基づき取り組みを推進しています。
- 本市の年齢別要支援・要介護認定者の推移をみると、後期高齢者の割合が大半を占める一方で、前期高齢者で認定を受ける人の数も増加しています。後期高齢者はもちろん、高齢期に入る前からの健康づくり・介護予防の取り組みを進めることが重要となっています。
- アンケート結果では、介護予防に関して必要だと思うことについて、「軽運動（筋力向上など）の推進」が高くなっています。アンケートでは趣味や生きがいがある人ほど健康感が高いという結果も出ており、単なる健康づくりの場や機会を提供するだけでなく、健康づくりを通じた仲間づくり・交流を促進することで、高齢者の心身の健康感を高めていくことが期待されます。

#### 今後の方向性

高齢者一人ひとりが心身の健康づくりに関心を持ち、自らの健康状態の維持・管理に積極的に取り組める環境を整備するとともに、生きがいを感じることができる機会を提供します。

#### 具体的な取り組み

##### ①生活習慣病予防対策

生活習慣病の予防や介護予防のため、特定健康診査や各種がん検診の定期的な受診を促進します。

##### ②認知症予防対策

認知症と関わりが深い生活習慣病の予防に関する情報提供や啓発を行い、認知症の発症予防を支援します。また、認知症予防のための介護予防事業等を実施します。

##### ③生涯スポーツ

高齢者の生きがいと健康づくりの機会として、各団体・協会との連携により、様々な生涯スポーツの場を提供します。また、身近な地域におけるスポーツの場として、各中学校区で活動している「総合型地域スポーツクラブ」への加入を促進します。

## 施策2 社会参加の支援

### 現状と課題

- 高齢期になり心身機能が低下することで、閉じこもりがちになることが懸念されます。
- アンケート結果では、地域住民が主体となって行う健康づくり活動について、「参加者として」参加したい人が56.2%、「企画・運営側として」参加したい人が31.1%となっています。

### 今後の方向性

高齢者の活躍の場を設けることは、地域の活力の創出につながるとともに、高齢者自身の健康や生きがいにもつながります。

高齢者の地域の居場所や交流の場づくりを進めるとともに、高齢期に入っても元気な高齢者、活躍し続けたい高齢者を担い手として位置づけ、活躍の場を提供します。

### 具体的な取り組み

#### ①シルバー人材センター

高齢者の就業機会の拡大と、高齢者の知識や技能を活かした生きがいづくりを促進するため、刈谷市シルバー人材センターへの支援を行います。

#### ②生涯学習活動

高齢者の学習と仲間づくりの機会として「高齢者教室」を開催します。教室の内容等について、ニーズに応じた魅力ある教室づくりに努めます。

#### ③生きがい活動拠点

高齢者の生涯学習や生きがいづくり、健康づくりの場として、「高齢者交流プラザ（高齢者福祉センター内）」、「いきいきプラザ（一ツ木福祉センター内）」、「ぬくもりプラザ（南部福祉センター内）」、「老人センター」、「生きがいセンター」を運営します。それぞれの役割や機能等に応じた適切な利用を促進します。

#### ④老人いこいの場

高齢者が気軽に集まり、レクリエーションや趣味の活動を通じた交流を行う場として、市民館、集会所等で老人いこいの場を開設します。



## ⑤老人クラブの活動支援

「健康づくり」、「仲間づくり」、「生きがいくくり」を目的に様々な活動を行う老人クラブの活動を支援します。

## ⑥あつまりん

65 歳以上の人を対象に、ボランティアなどの協力を得て、昼食会やレクリエーション等、ふれあいの場を提供し孤独感の解消や健康保持とともに、日常生活の充実を支援します。

## ⑦交流事業の推進

幼稚園や保育園の行事等を通じた交流や、小中学校の「総合的な学習の時間」等での交流を通じ、幼児・児童・生徒への福祉教育と世代間交流を推進します。

## ⑧なごやか交流会

在宅のひとり暮らし高齢者を対象の孤独感の解消と、健康保持及び日々の生活の充実を図るため、歌や手芸、ボランティアによる手作りの昼食会を行う「なごやか交流会」の実施と、その活動の拡充を図るために、地域ボランティアグループの育成を支援します。

## ⑨敬老会事業

高齢者の長寿を祝うため、各地区等で開催される敬老会を支援するとともに対象者に敬老祝金品を支給します。

## 基本目標5 地域における支えあいの推進

### 施策1 地域における見守り、支えあいの推進

#### 現状と課題

- 市内には、民生委員・児童委員による相談・見守りや、老人クラブによる友愛訪問、自治会等の地域活動団体による取り組みなど、地域で展開されている様々な支えあい活動があります。今後、さらに高齢化が進むことが見込まれる中、これらの活動をより効果的に進める必要があります。
- アンケート結果では、地域における高齢者に関する課題として、「ひとり暮らしや高齢者夫婦のみの世帯が多くなってきている」、「ご近所づきあいが薄くなってきている」の割合が高くなっています。地域の相互扶助意識を高めながら、支えあいの体制づくりを構築していく必要があります。

#### 今後の方向性

行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員や地域の様々な活動団体、住民等が連携して、高齢者を見守り、支え合える地域づくりを進めます。

#### 具体的な取り組み

##### ①見守りネットワークの形成

行政や社会福祉協議会、サービス事業者、地域住民等、多様な主体が連携した見守りの仕組みとして、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう見守りネットワークを形成します。ネットワークの形成により、高齢者の虐待防止・早期発見につなげるとともに、ネットワークが徘徊高齢者の早期発見等にも寄与できるよう、充実を図ります。

##### ②地区社会福祉協議会

地域の生活上の問題や福祉課題を地域で解決できる体制の整備に向けて、2012（平成24）年度に設立された北部地区社会福祉協議会と2016（平成28）年度に設立された南部地区社会福祉協議会の主体的な活動を促進します。また、2018（平成30）年度中を目標として中部地区社会福祉協議会の設立支援を行います。

### ③民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域の担い手として、住民の生活状態の把握、生活に関する相談、福祉サービスの情報提供等の活動を行います。その一つとして、ひとり暮らし高齢者等、支援が必要な高齢者の見守りや生活状況の把握、相談等を行っており、地域福祉の推進のために重要な存在です。各地域の民生委員・児童委員との連携を強化することで、高齢者の見守りや関係機関との連携、虐待の防止や早期発見、防災・災害時体制の強化等を図ります。

### ④コミュニティソーシャルワーカー

地域の課題解決に向けサービスの調整や団体間のネットワーク化、新たなサービスの創出等を行う役割を持つコミュニティソーシャルワーカーとの連携を図ります。

### ⑤高齢者家庭介護講習会

介護や介護予防に関心のある人を対象に、家庭で高齢者を介護するための基本を習得できる講習会を開催します。

## 施策2 権利擁護の推進

### 現状と課題

- 認知症高齢者の増加に伴い、成年後見制度等の権利擁護の支援が必要な高齢者が増加すると見込まれます。
- 本市では高齢者虐待防止マニュアルを作成し、総合的な虐待防止対策に取り組んでいます。虐待防止・早期発見に向けては、周囲の気付きや、迅速な判断、対応等が求められるため、関係機関等との連携が重要になります。

### 今後の方向性

認知症や虐待等により、権利擁護の観点から支援が必要な高齢者に対し、適正な支援を行います。

## 具体的な取り組み

### ① 成年後見制度・日常生活自立支援事業

2015（平成27）年4月に設置された「成年後見支援センター」を中心に、関係機関等との連携のもとで成年後見制度に関する相談・手続き支援や普及・啓発を推進します。

また、身寄りがない場合など当事者による審判請求が期待できない認知症高齢者等に対し、市長が成年後見制度の審判請求を行います。さらに、成年後見制度の利用にかかる費用負担が困難である人に対して助成を行います。

認知症等で判断能力に不安がある人への福祉サービスの利用援助等を行う日常生活自立支援事業（愛知県社会福祉協議会からの受託事業）については、一層の周知と利用の促進を図ります。

### ② 高齢者虐待への対応

広く市民に対し高齢者虐待防止に関する啓発を行い、虐待の早期発見につなげます。

また、関係団体・組織等との連携のもと、虐待を受けた高齢者への迅速かつ適切な保護、養護者に対する適切な支援を行います。

## 第6章

# 介護保険事業費と保険料

## 1 保険料算定の手順

次のような流れに沿って、2018（平成30）年度から2020年度までの保険料を算出します。

### ■サービス見込み量・保険料の算定フロー

#### ① 被保険者数の推計

2018（平成30）年度から2020年度までの3か年と、2025年の男女別の被保険者数を推計します。



#### ② 要支援・要介護認定者数の推計

男女別、年齢別、要支援・要介護度別の認定率をもとに、推計人口（第1号被保険者数・第2号被保険者数）を乗じて推計します。



#### ③ 施設・居住系サービスの利用者数の推計

介護老人福祉施設など施設サービス及び認知症対応型共同生活介護など居住系サービスの利用者数を、現在の利用状況、施設等の整備予定等を参考に推計します。



#### ④ 居宅サービス利用者数の推計

推計した要支援・要介護認定者数から施設・居住系サービス利用者数を減じ、これにサービス受給率を乗じて推計します。



#### ⑤ 総給付費の推計

利用者数推計にサービス別・要介護度別の一人当たり給付額（実績からの推計）を乗じて推計します。



#### ⑥ 第1号被保険者保険料額の設定

総給付費をもとに標準給付費を推計します。さらに標準給付費に地域支援事業費を加え、調整交付金と介護保険基金の取崩額を加味して保険料基準額を算出します。この基準額に段階別で定めている「負担割合」を乗じて保険料が設定されます。

## 2 被保険者数・認定者数の推計

### (1) 被保険者数の推計

本市の将来の被保険者数の推計は、第1号被保険者数、第2号被保険者数がいずれも増加すると見込みました。

#### ■被保険者数の推計

単位:人

	2017年	2018年	2019年	2020年	2025年
第1号被保険者	29,667	30,238	30,806	31,375	32,795
65～69歳	8,507	8,175	7,842	7,509	6,826
70～74歳	7,674	8,011	8,348	8,686	7,122
75～79歳	5,686	5,906	6,126	6,345	7,938
80～84歳	3,991	4,124	4,256	4,388	5,364
85～89歳	2,403	2,504	2,605	2,706	3,235
90歳以上	1,406	1,518	1,629	1,741	2,310
第2号被保険者	48,532	48,887	49,242	49,596	51,663
総数	78,199	79,125	80,048	80,971	84,458

各年10月1日時点

※2015年国勢調査の年齢階級別人口をもとにした推計

### (2) 要支援・要介護認定者数の推計

本市の要支援・要介護認定者数は継続して増加しており、今後も増加すると見込みました。

#### ■認定者数の推計

単位:人

	2017年	2018年	2019年	2020年	2025年
認定者数	4,577	4,768	4,949	5,149	6,211
要支援1	678	717	753	793	1,004
要支援2	670	716	762	813	1,067
要介護1	1,104	1,171	1,235	1,306	1,677
要介護2	704	706	709	712	729
要介護3	548	573	595	620	764
要介護4	515	520	522	524	531
要介護5	358	365	373	381	439

各年10月1日時点

### 3 施設・居住系サービス利用者数の推計

#### (1) 地域密着型サービス及び施設・居住系サービスの整備目標

第7期計画期間中に、医療的ケアが必要な高齢者の在宅生活支援、認知症高齢者支援、要介護2以下で在宅での生活が困難な高齢者への対応及び今後発生する特別養護老人ホームの待機者への対応を主な目的として、次のような施設整備を進めます。

##### ■地域密着型サービス及び施設・居住系サービスの整備目標

	2018年度	2019年度	2020年度	第8期計画期間
<b>地域密着型(介護予防)サービス</b>				
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	公募	1か所 ←→	開所	
小規模多機能型居宅介護	公募	「南部圏域」 1か所 29人 ←→	開所	
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	公募	「南部圏域」 1か所 18人 ←→	開所	
<b>施設・居住系サービス</b>				
特定施設入居者生活介護	1か所 10人 ←→	開所		
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	整備検討・公募 →	1か所 100人 ←→	開所	

#### (2) 施設・居住系サービス利用者数の推計

現在の利用状況、整備予定等を参考に、次のように見込みました。

##### ■施設・居住系サービス利用者数の推計

単位:人

	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
<b>居宅(介護予防)サービス</b>				
特定施設入居者生活介護	140	153	174	208
<b>地域密着型(介護予防)サービス</b>				
認知症対応型共同生活介護	130	137	146	180
地域密着型特定施設入居者生活介護	29	29	29	29
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	-	-	-	-
<b>施設サービス</b>				
介護老人福祉施設	498	498	498	578
介護老人保健施設	337	337	337	496
介護医療院	-	-	-	9
介護療養型医療施設	6	6	6	

※2025年度は、介護医療院に介護療養型医療施設を含む。

## 4 居宅サービス利用者数の推計

要支援・要介護認定者数から施設・居住系サービス利用者数を引いた、居宅サービス等受給対象者数の推計から、各サービスの利用状況を踏まえ、居宅サービス利用者数を推計しました。

### ■居宅サービス利用者数の推計

単位：人

		2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
<b>居宅(介護予防)サービス</b>					
訪問介護	要介護	545	563	582	704
訪問入浴介護	要支援	3	3	3	6
	要介護	71	75	77	99
訪問看護	要支援	63	74	87	144
	要介護	280	308	336	421
訪問リハビリテーション	要支援	5	7	9	15
	要介護	30	30	32	39
居宅療養管理指導	要支援	34	36	39	54
	要介護	325	351	380	469
通所介護	要介護	982	1,018	1,053	1,245
通所リハビリテーション	要支援	183	194	206	307
	要介護	345	364	384	483
短期入所生活介護	要支援	18	18	20	36
	要介護	270	278	286	370
短期入所療養介護	要支援	3	3	4	9
	要介護	59	62	67	83
福祉用具貸与	要支援	415	440	467	648
	要介護	1,119	1,154	1,187	1,366
特定福祉用具販売	要支援	15	17	20	36
	要介護	26	30	35	48
住宅改修	要支援	13	13	14	23
	要介護	25	26	27	36
居宅介護支援・介護予防支援	要支援	865	916	972	1,299
	要介護	1,819	1,885	1,950	2,248
<b>地域密着型(介護予防)サービス</b>					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	要介護	-	-	10	20
夜間対応型訪問介護	要介護	-	-	-	-
地域密着型通所介護	要介護	221	230	236	322
認知症対応型通所介護	要支援	2	2	2	4
	要介護	16	16	16	23
小規模多機能型居宅介護	要支援	5	5	6	11
	要介護	46	47	51	60
看護小規模多機能型居宅介護	要介護	-	-	-	-



## 5 介護保険給付費等の見込み

### (1) 介護サービス

■介護サービスの給付費の推計

単位:千円

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
<b>居宅サービス</b>				
訪問介護	533,920	567,168	601,575	728,342
訪問入浴介護	59,678	62,780	64,428	81,249
訪問看護	150,857	165,022	178,833	246,366
訪問リハビリテーション	12,479	12,479	13,268	17,578
居宅療養管理指導	43,812	47,344	51,286	62,918
通所介護	1,024,533	1,059,651	1,092,551	1,388,294
通所リハビリテーション	323,568	339,587	355,678	491,448
短期入所生活介護	288,426	297,116	305,500	416,127
短期入所療養介護	54,668	57,166	61,502	85,489
福祉用具貸与	175,560	180,412	184,733	206,239
特定福祉用具販売	10,712	12,495	14,738	20,128
住宅改修	29,987	31,219	32,451	43,196
特定施設入居者生活介護	284,685	315,346	365,456	438,130
<b>地域密着型サービス</b>				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	-	-	7,609	15,219
夜間対応型訪問介護	-	-	-	-
地域密着型通所介護	189,631	196,076	199,848	298,825
認知症対応型通所介護	20,661	20,661	20,661	32,630
小規模多機能型居宅介護	90,656	91,997	100,188	114,179
認知症対応型共同生活介護	382,531	400,444	424,065	519,488
地域密着型特定施設入居者生活介護	64,064	64,064	64,064	64,064
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	-	-	-	-
看護小規模多機能型居宅介護	-	-	-	-
<b>施設サービス</b>				
介護老人福祉施設	1,432,789	1,432,789	1,432,789	1,667,359
介護老人保健施設	1,098,530	1,098,530	1,098,530	1,575,709
介護医療院	0	0	0	40,453
介護療養型医療施設	27,219	27,219	27,219	
居宅介護支援	299,979	310,785	321,211	368,796
介護給付費	6,598,945	6,790,350	7,018,183	8,922,226

## (2) 介護予防サービス

### ■介護予防サービスの給付費の推計

単位：千円

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
居宅サービス				
介護予防訪問入浴介護	787	787	787	1,574
介護予防訪問看護	20,530	24,363	28,910	54,831
介護予防訪問リハビリテーション	2,020	2,980	3,939	6,572
介護予防居宅療養管理指導	4,553	4,820	5,223	7,225
介護予防通所リハビリテーション	77,830	82,838	88,111	130,596
介護予防短期入所生活介護	7,459	7,459	8,239	17,035
介護予防短期入所療養介護	1,381	1,381	1,730	4,841
介護予防福祉用具貸与	27,232	28,894	30,701	42,546
特定介護予防福祉用具販売	4,681	5,270	6,190	11,204
介護予防住宅改修	17,550	17,550	18,963	31,135
介護予防特定施設入居者生活介護	19,608	19,608	19,608	23,274
地域密着型サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	360	360	360	720
介護予防小規模多機能型居宅介護	3,134	3,134	4,096	7,650
介護予防認知症対応型共同生活介護	11,212	14,015	16,818	22,424
介護予防支援	48,152	50,990	54,107	72,308
予防給付費	246,489	264,449	287,782	433,935

	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
総給付費(千円)	6,845,434	7,054,799	7,305,965	9,356,161

### (3) 標準給付費の推計

介護サービスは、原則1割は利用者負担で、残りの9割が介護給付費です。第6期計画から一定以上所得者の利用者負担は2割となっており、また、第7期計画から2割所得者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とすることとなっています。そのため、総給付費の算定で調整を行っています。

#### ■標準給付費の推計

単位:千円

区分	2018年度	2019年度	2020年度	合計
総給付費	6,845,434	7,054,799	7,305,965	21,206,198
特定入所者介護サービス費等給付額	184,334	193,550	203,227	581,111
高額介護サービス費等給付額	165,687	182,256	200,482	548,425
高額医療合算介護サービス費等給付額	24,869	27,356	30,091	82,316
審査支払手数料	4,203	4,414	4,635	13,252
標準給付費見込額	7,224,527	7,462,375	7,744,400	22,431,302

### (4) 地域支援事業費の推計

2017(平成29)年度から介護予防・日常生活支援総合事業を実施しており、地域支援事業費が今後も増加すると見込みました。

#### ■地域支援事業費の推計

単位:千円

区分	2018年度	2019年度	2020年度	合計
地域支援事業費	396,899	411,592	425,574	1,234,065
介護予防・日常生活支援総合事業費	195,603	206,635	217,360	619,598
包括的支援事業・任意事業費	201,296	204,957	208,214	614,467

## 6 第1号被保険者の保険料

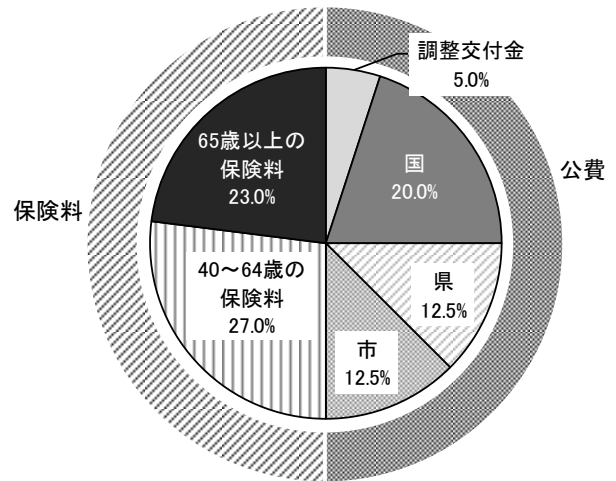
### (1) 保険料基準額の算出

介護保険事業に必要な費用は、公費（国・県・市）と65歳以上の第1号被保険者の保険料、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料で負担し、それぞれの負担割合は法令で定められています。

65歳以上の第1号被保険者の負担割合は、第6期計画期間は全体の22%でしたが、第7期計画期間は23%となります。

第1号被保険者の保険料は、3年間を通じ財源の均衡が図られるように設定します。

■介護保険の財源構成



### (2) 所得段階別の保険料

第1号被保険者の保険料は、所得段階に応じて異なります。本市では、第6期計画より保険料段階を13段階として、被保険者の負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階の設定を行っています。

所得段階別の保険料額を示します。

第7期刈谷市介護保険事業計画・刈谷市高齢者福祉計画

発行 年 月

発行者 刈谷市 / 編集 福祉健康部長寿課

〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地

TEL:0566-62-1013

FAX:0566-24-2466